

令和4年11月30日

議案参考資料

12月定例会議

常総市

◎議案第 28 号 常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

この条例は、令和 4 年 8 月 8 日の人事院勧告に準拠して給料表の月額及び勤勉手当の率を改正するものです。

まず、第 1 条につきまして、常総市職員の給与に関する条例を改正し、令和 4 年 12 月の勤勉手当の率を、0.10 月分引き上げるもので、次の表のとおり、一般の職員にあっては現行の 0.950 月から 1.050 月とし、給料表で 6 級以上の特定幹部職員にあっては現行の 1.150 月から 1.250 月とするものです。

R4 年度	期別	期末手当	勤勉手当	期別計	年間	比較
一般職員	6月期	1.200	0.950	2.150	4.400 (4.300)	—
		(1.200)	(0.950)	(2.150)		
	12月期	1.200	1.050	2.250		0.10
		(1.200)	(0.950)	(2.150)		
特定幹部 職員	6月期	1.000	1.150	2.150	4.400 (4.300)	—
		(1.000)	(1.150)	(2.150)		
	12月期	1.000	1.250	2.250		0.10
		(1.000)	(1.150)	(2.150)		

* ()内は、令和4年4月1日現在の支給月数

また、給料表の改正に関しましては、高卒の新規採用職員で最大 4,000 円、大卒程度の新規採用職員で最大 3,000 円を上げるとともに、若年層から 30 代半ばまでの職員において段階的に 2,900 円から 200 円まで引き上げ額が下がることとなり、これを令和 4 年 4 月 1 日に遡って適用することといたします。

次に、第 2 条に関しましては、第 1 条で引き上げた勤勉手当の 0.10 月分について、来年度は、次の表のとおり 6 月と 12 月に支給する勤勉手当に按分する改正を行うものです。

R5 年度	期別	期末手当	勤勉手当	期別計	年間	比較
一般職員	6 月期	1.200	1.000	2.200	4.400 (4.400)	0.050
		(1.200)	(0.950)	(2.150)		
	12 月期	1.200	1.000	2.200		△0.050
		(1.200)	(1.050)	(2.250)		
特定幹部 職員	6 月期	1.000	1.200	2.200	4.400 (4.400)	0.050
		(1.000)	(1.150)	(2.150)		
	12 月期	1.000	1.200	2.200		△0.050
		(1.000)	(1.250)	(2.250)		

* () 内は、令和 4 年度の支給月数

第 3 条に関しましては、常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、特定任期付職員の給料月額及び期末手当の率を改正するもので、給料月額については、次の表のとおり 1 号給の職員について 1,000 円を引き上げる改正を行うものです。

号給	給料月額	
	改定前	改定後
1 号	375,000 円	376,000 円
2 号	422,000 円	422,000 円
3 号	472,000 円	472,000 円
4 号	533,000 円	533,000 円
5 号	608,000 円	608,000 円

また、期末手当の率については、0.05月を引き上げることとし、今年度にあつては、12月の期末手当を0.05月引き上げることとなります。

R4年度	期別	期末手当	年間	比較
特定任期付職員	6月期	1.625	3.30 (3.25)	—
		(1.625)		
	12月期	1.675		0.05
		(1.625)		

第4条に関しましては、第3条で引き上げた期末手当の0.05月分について、来年度は、次の表のとおり6月と12月に支給する期末手当に按分する改正を行うものです。

R5年度	期別	期末手当	年間	比較
特定任期付職員	6月期	1.650	3.30 (3.30)	0.025
		(1.625)		
	12月期	1.650		△0.025
		(1.675)		

なお、この条例は、公布の日からの施行になりますが、第1条及び第3条の規定による給料表の改定については、令和4年4月1日から適用となります。また、第2条及び第4条の規定については、令和5年4月1日からの施行となります。

○常総市職員の給与に関する条例

昭和32年10月1日
条例第9号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

中略

（期末手当）

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3まで及び附則第22項第2号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第22条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して

- 得た額) , 扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市規則で定める。

中略

（勤勉手当）

- 第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に~~100分の95~~100分の105（特定幹部職員にあつては、~~100分の115~~100分の125）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に~~100分の45~~100分の50（特定幹部職員にあつては、~~100分の55~~100分の60）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第19条第3項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第19条第1項に規定する市規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

中略

（市規則への委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

中略

附 則（令和4年条例第3号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第 号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条（常総市職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「給与条例」という。）第19条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）の規定による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条（常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下この項及び次項において「任期付職員条例」という。）第1条及び第8条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）の規定による改正後の任期付職員条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、

それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第1 略

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	円	円	円	円	円	円	円
		146,100 <u>150,100</u>	195,500 <u>198,500</u>	231,500 <u>234,400</u>	264,200 <u>266,000</u>	289,700 <u>290,700</u>	319,200	362,900
	2	147,200 <u>151,200</u>	197,300 <u>200,300</u>	233,100 <u>236,000</u>	266,000 <u>267,700</u>	291,900 <u>292,900</u>	321,400	365,500
		3	148,400 <u>152,400</u>	199,100 <u>202,100</u>	234,600 <u>237,500</u>	267,800 <u>269,200</u>	294,000 <u>295,000</u>	323,700
	4		149,500 <u>153,500</u>	200,900 <u>203,900</u>	236,200 <u>239,000</u>	269,900 <u>271,000</u>	296,000 <u>297,000</u>	325,900
		5	150,600 <u>154,600</u>	202,400 <u>205,400</u>	237,600 <u>240,300</u>	271,600 <u>272,700</u>	297,900 <u>298,800</u>	328,100
	6		151,700 <u>155,700</u>	204,200 <u>207,200</u>	239,300 <u>241,900</u>	273,400 <u>274,500</u>	300,000 <u>300,800</u>	330,100
		7	152,800 <u>156,800</u>	206,000 <u>209,000</u>	240,800 <u>243,400</u>	275,200 <u>276,300</u>	302,200 <u>302,600</u>	332,300
	8		153,900 <u>157,900</u>	207,800 <u>210,800</u>	242,400 <u>244,900</u>	277,200 <u>278,300</u>	304,200	334,500
		9	154,900 <u>158,900</u>	209,400 <u>212,400</u>	243,500 <u>246,000</u>	279,200 <u>280,200</u>	306,100	336,400
	10		156,300 <u>160,300</u>	211,200 <u>214,200</u>	245,000 <u>247,500</u>	281,200 <u>282,200</u>	308,400	338,600
		11	157,600 <u>161,600</u>	213,000 <u>216,000</u>	246,600 <u>249,000</u>	283,100 <u>284,100</u>	310,600	340,600
	12		158,900 <u>162,900</u>	214,800 <u>217,800</u>	247,900 <u>250,300</u>	285,000 <u>286,000</u>	312,900	342,800
		13	160,100 <u>160,100</u>	216,200 <u>216,200</u>	249,400 <u>249,400</u>	287,000 <u>287,000</u>	315,000	344,600

議案第 28 号 (第 1 条) 関係

	<u>164, 100</u>	<u>219, 200</u>	<u>251, 800</u>	<u>287, 900</u>			
14	161, 600	218, 000	250, 800	288, 900	317, 100	346, 600	394, 800
	<u>165, 600</u>	<u>221, 000</u>	<u>253, 000</u>	<u>289, 700</u>			
15	163, 100	219, 700	252, 100	290, 800	319, 300	348, 600	397, 000
	<u>167, 100</u>	<u>222, 700</u>	<u>254, 300</u>	<u>291, 200</u>			
16	164, 700	221, 500	253, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400
	<u>168, 700</u>	<u>224, 500</u>	<u>255, 500</u>				
17	165, 900	223, 200	255, 000	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200
	<u>169, 800</u>	<u>226, 100</u>	<u>256, 800</u>				
18	167, 400	224, 900	256, 500	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200
	<u>171, 200</u>	<u>227, 800</u>	<u>258, 200</u>				
19	168, 900	226, 500	258, 200	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100
	<u>172, 600</u>	<u>229, 400</u>	<u>259, 600</u>				
20	170, 400	228, 100	260, 000	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900
	<u>174, 000</u>	<u>230, 900</u>	<u>261, 100</u>				
21	171, 700	229, 500	261, 600	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800
	<u>175, 300</u>	<u>232, 200</u>	<u>262, 700</u>				
22	174, 400	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600
	<u>177, 800</u>	<u>233, 800</u>	<u>264, 400</u>				
23	177, 000	232, 800	264, 900	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400
	<u>180, 300</u>	<u>235, 400</u>	<u>266, 000</u>				
24	179, 600	234, 400	266, 500	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300
	<u>182, 800</u>	<u>236, 900</u>	<u>267, 600</u>				
25	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100
	<u>185, 200</u>	<u>237, 900</u>	<u>269, 400</u>				
26	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600
	<u>186, 900</u>	<u>239, 400</u>	<u>271, 200</u>				
27	185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100
	<u>188, 500</u>	<u>240, 700</u>	<u>272, 900</u>				
28	187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700
	<u>190, 200</u>	<u>241, 900</u>	<u>274, 600</u>				
29	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300
	<u>191, 700</u>	<u>243, 100</u>	<u>276, 200</u>				

議案第28号(第1条)関係

30	190,400 <u>193,400</u>	241,900 <u>244,100</u>	277,000 <u>277,900</u>	320,100	347,800	376,900	423,600
31	192,200 <u>195,200</u>	242,900 <u>245,100</u>	278,800 <u>279,700</u>	322,200	349,700	378,700	424,900
32	193,900 <u>196,900</u>	244,100 <u>246,100</u>	280,300 <u>281,200</u>	324,300	351,500	380,300	426,100
33	195,500 <u>198,500</u>	245,400 <u>247,200</u>	281,800 <u>282,400</u>	325,500	353,400	382,100	427,300
34	196,900 <u>199,900</u>	246,400 <u>248,100</u>	283,700 <u>284,100</u>	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400 <u>201,400</u>	247,600 <u>249,000</u>	285,500 <u>285,700</u>	329,400	357,000	385,000	429,900
36	199,900 <u>202,900</u>	248,900 <u>250,000</u>	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200 <u>204,200</u>	249,800 <u>250,900</u>	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500 <u>205,500</u>	251,100 <u>252,200</u>	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700 <u>206,700</u>	252,300 <u>253,400</u>	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000 <u>208,000</u>	253,600 <u>254,700</u>	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300 <u>209,300</u>	255,000 <u>256,000</u>	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600 <u>210,600</u>	256,400 <u>257,400</u>	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900 <u>211,900</u>	257,600 <u>258,600</u>	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200 <u>213,200</u>	258,800 <u>259,800</u>	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300 <u>214,300</u>	260,000 <u>260,900</u>	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000

議案第28号(第1条)関係

	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>					
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>					
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>					
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>					
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>					
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>					
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>					
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>					
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>					
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>					
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	<u>226,000</u>						
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	<u>226,300</u>						
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	<u>227,100</u>						
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	<u>227,800</u>						
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	<u>228,500</u>						
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	<u>229,200</u>						
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	<u>230,000</u>						

議案第 28 号 (第 1 条) 関係

63	228,600 <u>230,700</u>	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	229,400 <u>231,300</u>	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	230,100 <u>231,900</u>	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	230,800 <u>232,500</u>	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	231,700 <u>233,100</u>	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	232,700 <u>233,800</u>	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	233,400 <u>234,500</u>	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	234,000 <u>235,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	234,500 <u>235,600</u>	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	235,200 <u>236,300</u>	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	236,000 <u>237,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,600 <u>237,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	237,200 <u>238,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,700 <u>238,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,400 <u>239,300</u>	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100 <u>240,000</u>	290,100	336,000	374,300	389,200	<u>408,500</u>
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	<u>408,800</u>

議案第 28 号 (第 1 条) 関係

	<u>240,700</u>						
80	240,300 <u>241,200</u>	290,700	336,900	375,400	389,800	<u>409,000</u>	
81	240,800 <u>241,700</u>	290,900	337,300	375,900	390,000	<u>409,200</u>	
82	241,500 <u>242,300</u>	291,100	337,800	376,500	390,300	<u>409,500</u>	
83	242,200 <u>242,900</u>	291,500	338,300	377,000	390,600	<u>409,800</u>	
84	242,900 <u>243,400</u>	291,800	338,800	377,300	390,800	<u>410,000</u>	
85	243,500 <u>243,900</u>	292,100	339,100	377,700	391,000	<u>410,200</u>	
86	244,200 <u>244,500</u>	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900 <u>245,100</u>	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,300			
95		295,200	343,100	381,600			
96		295,600	343,500	381,800			
97		295,800	343,700	382,000			
98		296,100	344,100	382,300			
99		296,500	344,500	382,600			
100		296,900	344,800	382,800			
101		297,100	345,100	383,000			
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				

議案第28号（第1条）関係

	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

○常総市職員の給与に関する条例

条文は、議案第33号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例第8条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例（令和5年4月1日施行）のもの

昭和32年10月1日
条例第9号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

中略

（勤勉手当）

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に~~100分の105~~100分の100（特定幹部職員にあっては、~~100分の125~~100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に~~100分の50~~100分の47.5（特定幹部職員にあっては、~~100分の60~~100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべ

き給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第19条第3項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第19条第1項に規定する市規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

中略

(市規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則 略

○常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

平成28年3月17日

条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）~~第24条第6項~~第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

中略

（給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	375,000 <u>376,000</u>
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

（給与条例の適用除外等）

第8条 常総市職員の給与に関する条例（昭和32年水海道市条例第9号。以下「給与条例」という。）第4条から第6条まで、第9条から第11条の3まで、第13条から第15条まで及び第19条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第6条の2第1項、第17条の2第1項及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成28年常総市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第6条の2第1項中「前条

第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において同じ。）が」と、給与条例第18条第2項中「100分の120」とあるのは「~~100分の162.5~~100分の167.5」とする。

【第4条による改正（令和5年4月1日施行分）】

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第6条の2第1項、第17条の2第1項及び第18条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成28年常総市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第6条の2第1項中「前条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において同じ。）が」と、給与条例第18条第2項中「100分の120」とあるのは「~~100分の167.5~~100分の165」とする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

中略

附 則（令和2年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第3号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第 号） 抄

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

◎議案第29号 常総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、令和4年8月8日に人事院から公務員給与の改定が勧告されたことを受け、一般職に属する職員に準じて、市長等特別職の期末手当の率を改正するものです。

まず、第1条につきましては、令和4年12月の期末手当の率を0.05月分引き上げるもので、次の表のとおりを現行の1.625月から1.675月分とするものです。

	期別	期末手当	年間	比較
特別職	6月期	1.625	3.300 (3.250)	—
		(1.625)		
	12月期	1.675		0.05
		(1.625)		

次に、第2条に関しましては、第1条で引き上げた期末手当の0.05月分について、来年度は、次の表のとおり6月と12月に按分する改正を行うものです。

	期別	期末手当	年間	比較
特別職	6月期	1.650	3.300 (3.300)	0.025
		(1.625)		
	12月期	1.650		△0.025
		(1.675)		

なお、この条例は、第1条の規定については公布の日から、第2条の規定については令和5年4月1日からの施行となります。

○常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例

昭和 32 年 10 月 1 日

条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長に対する給与及び旅費の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

(給料月額)

第 3 条 給料月額の定額は、別表第 1 に掲げる額とする。

(通勤手当の額)

第 3 条の 2 通勤手当の額は、常総市職員の給与に関する条例（昭和 32 年水海道市条例第 9 号。以下「給与条例」という。）第 11 条の 4 第 2 項の規定を準用して算出された額とする。

(期末手当の額)

第 4 条 期末手当の額は、給与条例第 18 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「~~100 分の 162.5~~ 100 分の 167.5」と、同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

【第 2 条関係（令和 5 年 4 月 1 日施行分）】

(期末手当の額)

第 4 条 期末手当の額は、給与条例第 18 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「~~100 分の 167.5~~ 100 分の 165」と、同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(給与の支給条件等)

第 4 条の 2 給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、給与条例の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、給与条例第 18 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項及び第 7 項中「任命権者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

（旅費の種類）

第 5 条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

（鉄道賃等）

第 6 条 鉄道賃、船賃、航空賃、管内旅行の旅費、退職者等の旅費及び遺族の旅費の額は、常総市職員の旅費に関する条例（昭和 32 年水海道市条例第 13 号。以下「一般職旅費条例」という。）を準用して算出された額とする。ただし、外国旅行については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号。以下「旅費法」という。）を準用して算出された額とする。

（車賃等）

第 7 条 内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料の額は、別表第 2 の定額による。

2 外国旅行については、旅費法別表第 2 の 1 の表中、その他の者が受ける額と同一の額による。

（旅費の支給方法）

第 8 条 旅費の支給方法は、一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。ただし、一般職旅費条例第 16 条ただし書の規定については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 32 年 4 月 1 日から適用する。ただし、旅費に関する規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 公用車等を利用した場合には当分の間、第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。

4 特別車両料金及び特別船室料金については、第 6 条の規定にかかわらず、常総市職員の旅費に関する条例附則第 5 項の規定は適用しない。

（石下町の編入に伴う経過措置）

- 5 石下町の編入の日前に、石下町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和32年石下町条例第11号。以下「石下町条例」という。）の適用を受けていた者が同日前に出発した旅行に係る旅費については、なお石下町条例の例による。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 6 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については、同条中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。

（期末手当に関する特例措置）

- 7 第4条の2の規定により一般職の職員の例によるとされる市長の期末手当（令和2年6月1日を基準日とするものに限る。）については、給与条例第18条第1項の規定にかかわらず、これを支給しない。

中略

附 則（令和2年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例の規定による改正後の常総市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（市規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（令和4年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

◎議案第30号 工事請負変更契約の締結について

本案は、令和4年4月随時会議において議決を経た常総市（仮称）道の駅常総整備工事の工事請負契約について、新たに工事内容を拡充・追加し、請負契約金額を変更しようとするものです。

拡充・追加する工事の内容については、道の駅の機能性と集客の向上を図るため、一体整備を行っている茨城県及び工事請負業者、指定管理者との調整による、電気設備及び外構設備関連、県産材による木質化が主なものとなっております。

詳細については、改めて設計を行った上で、株木・染谷特定建設工事共同企業体から見積書を徴し、議決を受けた原契約の請負代金に5千3百57万円を増額し、13億9千7万円に変更するもので、常総市契約規則第26条第1項の規定により、令和4年11月14日に仮契約を締結いたしました。

この変更に伴う契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものです。



建設工事請負変更仮契約書

(第1回変更)

- 1 工 事 名 常総市（仮称）道の駅常総整備工事
- 2 工 事 場 所 常総市常総インターチェンジ周辺地区土地区画整理事業
施行地区内
- 3 変更請負代金額 ￥53,570,000—増
うち取引に係る消費税 ￥4,870,000—増
及び地方消費税の額

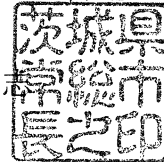
発注者と受注者とは 令和4年4月28日付け締結した上記の工事請負契約について、
建設工事請負契約書第24条の規定により、上記のとおり変更する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られた
とき、本契約としての効力が生ずるものとする。

令和4年11月14日

発 注 者 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3
常総市
常総市長 神 達 岳



受 注 者 株木・染谷特定建設工事共同企業体

代 表 者 茨城県水戸市吉沢町311番地1
株木建設株式会社茨城本店
専務執行役員 本店長 黒江俊郎

議案第158号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和4年4月28日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 常総市（仮称）道の駅常総整備工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 1,336,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 株木・染谷特定建設工事共同企業体
代表者 茨城県水戸市吉沢町311番地1
株木建設株式会社茨城本店
専務執行役員本店長 黒江 俊郎 |

提案理由

本案は、去る4月20日に一般競争入札を行った常総市（仮称）道の駅常総整備工事について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。

◎議案第 3 1 号 下妻地方広域事務組合同規約の変更について

本案は、本市が加入する下妻地方広域事務組合において、その事務所の位置を改めるため下妻地方広域事務組合同規約を変更することについて、構成団体との協議を行うもので、地方自治法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものです。

下妻地方広域事務組合の事務所は、現在、下妻市役所内にありますが同市役所の新庁舎建設に伴い、事務所の使用が令和 5 年 4 月 3 0 日までとなることから、令和 5 年 5 月 1 日からは下妻地方広域事務組合ごみ処理施設「クリーンポート・きぬ」の建物内へ移転しようとするものです。

組合の事務所の位置については、地方自治法の規定により当該組合の規約で定める必要があるとともに、規約の変更にあつては構成団体との協議が必要となることから、下妻地方広域事務組合同規約を変更するための協議について、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものです。

○下妻地方広域事務組合同規約

[平成 6 年 8 月 1 5 日]

[地指令第 1 1 4 4 号]

第 1 章 総則

(組合の名称等)

第 1 条 この組合は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 5 条の規定による複合的一部事務組合とし、下妻地方広域事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 この組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。
下妻市、八千代町、常総市、筑西市

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 この組合は、次表右欄に掲げる市町に係る同表左欄の事務を共同処理する。

共同処理する事務	市町
1 鬼怒小貝流域下水道終末処理施設、広域ごみ処理施設及び広域葬斎場の周辺環境の整備及び附帯施設の管理・運営に関すること。	下妻市・八千代町 常総市・筑西市
2 し尿処理場の設置及び管理に関すること。 3 ごみ処理施設の設置及び管理に関すること。 4 し尿及び粗大ごみの収集、運搬に関する業務。 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可及び浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 3 5 条に基づく浄化槽清掃業の許可に関する事務。 6 城山公苑の設置及び管理に関する事務。 7 葬斎場の設置及び管理に関すること。	下妻市・八千代町 常総市

2 前項第 1 号から第 7 号までに掲げる事務のうち、常総市に係るものについては、旧石下町の区域（平成 1 7 年 1 2 月 3 1 日現在の石下町の区域をいう。）を対象とする。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 組合の事務所は、茨城県下妻市~~本城町 2 丁目 2 2 番地、下妻市役所内~~中居指 1 1 0 0 番地に置く。

中略

(経費の支弁の方法)

第 1 8 条 組合の経費は、関係市町に分賦金、使用料及びその他の収入をもって充てる。

2 各年度に分賦金の総額及び関係市町ごとの割合は、組合議会の議決によって定める。

付 則

この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

中略

付 則 (平成 1 9 年 1 1 月 1 9 日市町村指令第 1 1 号)

(施行期日)

1 この規約は、茨城県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現にこの規約による改正前の下妻地方広域事務組合理約の規定により在任する組合の議会の議員は、関係市町の議会の議員の職を失うまで引き続き在任するものとする。

付 則

この規約は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

◎議案第 3 2 号 常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

この条例は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和 4 年 4 月に公布され、国会議員の選挙における選挙運動について、選挙運動用自動車の使用及びビラ等の作成の公費負担に係る限度額が引き上げられたことから、政令の改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における公費負担に係る限度額を引き上げる改正を行うものです。

選挙運動用自動車の使用につきましては、立候補届出のあった日から選挙期日の前日までの 7 日間に 1 日当たりの限度額を乗じて得た額が公費負担の上限となりますが、自動車借入れの 1 日当たりの限度額を現行の「15,800円」から「300円」を増額し「16,100円」に、燃料費の限度額を現行の「7,560円」から「140円」を増額し「7,700円」に引き上げます。

次に、選挙運動用ビラの作成につきまして、市議会議員選挙にあつては 4 千枚、市長選挙にあつては 1 万 6 千枚に 1 枚当たりの作成単価を乗じて得た額が公費負担の上限となりますが、その作成単価を現行の「7円51銭」から「22銭」を増額し、「7円73銭」に引き上げます。

また、選挙運動用ポスターの作成につきまして、市議会議員選挙及び市長選挙いずれもポスター掲示場 2 4 2 箇所につき 1 枚当たりの作成単価を乗じて得た額が公費負担の上限となりますが、その作成単価を現行の「525円6銭」から「16円25銭」を増額し、「541円31銭」に引き上げます。

1 改正の概要

(1) 選挙運動用自動車の使用の際の限度額の引上げ（1日当たり）

公費負担の種類	現 行	改正後
自動車の借入れ契約	15,800円	16,100円
燃料の供給に関する契約	7,560円	7,700円

(2) 選挙運動用ビラの作成に係る限度額の引上げ（1枚当たり）

公費負担の種類	現 行	改正後
選挙運動用ビラの作成単価	7円51銭	7円73銭

(3) 選挙運動用ポスターの作成に係る限度額の引上げ（1枚当たり）

公費負担の種類	現 行	改正後
選挙運動用ポスターの作成単価	5 2 5 円 6 銭	5 4 1 円 3 1 銭

○常総市議会議員及び常総市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

平成6年12月21日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、常総市議会議員及び常総市長の選挙における法第141条第1項に規定する自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号に規定するビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号に規定するポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成に要する費用の公費負担について必要な事項を定めるものとする。

(費用の公費負担)

第2条 市は、常総市議会議員及び常総市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）がその選挙において支払う次に掲げる費用について、第10条に規定する金額の範囲内において負担することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

- (1) 選挙運動用自動車を使用する費用
- (2) 選挙運動用ビラを作成する費用
- (3) 選挙運動用ポスターを作成する費用

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 候補者は、選挙運動用自動車の使用について前条の規定の適用を受けようとするときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結するときは、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用について有償契約を締結し、その旨を常総市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条に規定する契約に基づき一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用

旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うものとする。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用するときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が64,500円を超えるときは、64,500円とする。）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用するときは、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が~~15,800円~~16,100円を超えるときは、~~15,800円~~16,100円とする。）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、~~7,560円~~7,700円に当該候補者について法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日からその選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。第10条第1号において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることについて、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手を雇用するときは、当該候補者が指定するいずれか1人の

運転手に限る。)として選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超えるときは,12,500円とする。)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において,選挙運動用自動車の使用について同一の日に同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは,当該日については,当該候補者が指定するいずれかの号に定める契約のみが締結されているものとみなし,同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第6条 候補者は,選挙運動用ビラの作成について第2条の規定の適用を受けようとするときは,ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)との間において選挙運動用ビラの作成について有償契約を締結し,その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第7条 市は,候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきビラ作成業者に支払うべき金額のうち,当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が~~7円51銭~~7円73銭を超えるときは,~~7円51銭~~7円73銭とする。)に,作成枚数(当該候補者を通じて,法第142条第1項第6号に規定する枚数の範囲内のものであることについて,当該候補者からの申請に基づき,委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を,第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り,当該ビラ作成業者からの請求に基づき,当該ビラ作成業者に支払うものとする。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第8条 候補者は,選挙運動用ポスターの作成について第2条の規定の適用を受けようとするときは,ポスターの作成を業とする者(以下「ポスター作成業者」という。)との間において選挙運動用ポスターの作成について有償契約を締結し,その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第9条 市は,候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づきポスター作成業者に支払うべき金額のうち,当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が~~525円6銭~~541円31銭を超えるときは,~~525円6銭~~541円31銭と

する。)に、作成枚数(当該作成枚数がその選挙におけるポスター掲示場の数を超えるときは、ポスター掲示場の数とする。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に支払うものとする。

(公費負担の限度額)

第10条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、次に掲げるとおりとする。

- (1) 選挙運動用自動車の使用については、64,500円に法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日からその選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額
- (2) 選挙運動用ビラの作成については、~~7円51銭~~7円73銭にその選挙における選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に規定する枚数を超えるときは、同号に規定する枚数とする。)を乗じて得た金額
- (3) 選挙運動用のポスターの作成については、~~525円6銭~~541円31銭にその選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

附 則 (平成17年条例第36号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年条例第34号)

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

附 則 (令和4年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 33 号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
について

本案は、地方公務員法等の一部改正に伴い、本市職員の定年の引上げ等に関し、関係する条例において規定の整備を行うものです。

地方公務員の定年の引上げについては、地方公務員法により直接措置が講じられるものではなく、同法の規定に基づき、条例で定めることにより各地方公共団体において措置を講ずることとなります。

これに伴いまして、常総市職員の定年等に関する条例を改正し、職員の定年年齢について、現行の 60 歳から 65 歳に引き上げるものです。

なお、定年年齢の引上げについては、令和 5 年度から令和 12 年度まで段階的に 2 年に 1 歳ずつ引き上げることとし、最終的に令和 13 年度から 65 歳となるものです。

	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 9 年度	令和 11 年度	令和 13 年度
定年年齢	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

また、定年年齢の引上げに伴う措置として、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、定年年齢の引上げに係る所要の経過措置を追加する改正を行っております。

管理監督職勤務上限年齢制とは、いわゆる役職定年制のことで、管理監督職の職員で管理監督職勤務上限年齢に達している者を、上限年齢に達した日の翌日から最初の 4 月 1 日までの間に管理監督職以外の職に異動させるものです。

本市においては、管理監督職の範囲を管理職手当の支給対象となる課長補佐級以上の職とし、上限年齢は 60 歳といたしました。なお、役職定年による異動により公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例を設けております。

定年前再任用短時間勤務制とは、60 歳に達した日以後、定年前に退職した職員が希望した場合において、従前の勤務実績等に基づく選考により短時間勤務の職に採用することができるものです。この場合において、その任期は、当該職員の定年退職日相当日までとなります。

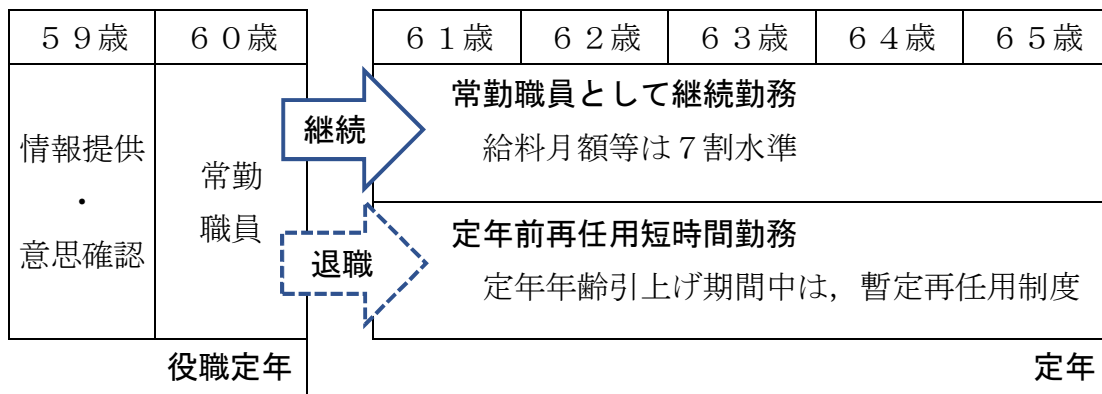
また、定年年齢の引上げに伴い、常総市職員の再任用に関する条例を廃止し、現行の再任用制度を廃止することといたします。なお、定年年齢を引き上げて

いる間は、現行の制度と同様に再任用ができる制度を暫定的に措置するための規定を設けることとします。

次に、常総市職員の給与に関する条例を改正し、定年の引上げに伴う職員の給料月額に係る特例措置として、当分の間、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、当該職員が受けていた給料月額の7割水準とします。また、役職定年による異動をした職員にあっては、異動前の給料月額の7割水準とします。

定年年齢引上げ後の職員の勤務形態等については、次の図のようなものとなります。

〔定年延長後の職員の勤務形態等〕



職員が役職定年を迎える年の前年度に、当該職員に対し60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認いたします。これを受け、職員は、継続勤務又は早期退職を選択することとし、早期退職する場合にあっては本人の希望及び従前の勤務実績等に基づく選考により定年退職日相当日までの間、短時間勤務の職に就くことが可能となります。

以上が定年の引上げ等に関する概要となります。

これらのほか、関連する7つの条例において、条項、用字用語の整理等の所要の改正を行うこととし、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行いたします。

○常総市職員の定年等に関する条例

昭和 59 年 3 月 26 日

条例第 2 号

目次第 1 章 総則 (第 1 条)第 2 章 定年制度 (第 2 条—第 5 条)第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制 (第 6 条—第 11 条)第 4 章 定年前再任用短時間勤務制 (第 12 条・第 13 条)第 5 章 雑則 (第 14 条)附則第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）~~第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3 第 2 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 2 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7~~の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 定年制度

(定年による退職)

第 2 条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

(定年)

第 3 条 職員の定年は、年齢~~60 年~~65 年とする。

(定年による退職の特例)

第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべきこととなる場合において、~~次の各号のいずれかに該当する次に掲げる事由がある~~と認めるときは、同条の規定にかかわらず、その職員当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を定め、その職員当該職員を当該職務当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き、引き続き勤務させることができる。ただし、第 9 条の規定により異動期間（同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第 6 条に規定する職をいう。

以下この条及び次章において同じ。) を占めている職員については、第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずるときこと。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員当該職員の退職による欠員を容易に補充することができないときできず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるときこと。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由前項各号に掲げる事由が引き続き存するあると認めるときは、市長と協議のうえ、上、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限当該期限は、その職員当該職員に係る定年退職日 (同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日) の翌日から起算して 3 年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第 1 項の規定により職員を引き続き引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第 1 項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第 2 項の規定により期限が延長された職員について、第 1 項の期限又は第 2 項の規定により延長された期限が到来する前に第 1 項の事由が存しなくなった第 1 項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる当該期限を繰り上げるものとする。
- 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、市規則で定める。
(定年に関する施策の調査等)

第 5 条 市長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の

定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第 6 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 常総市職員の給与に関する条例（昭和 32 年水海道市条例第 9 号）第 9 条の 2 第 1 項に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職

(2) 常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 43 年水海道市条例第 11 号）第 4 条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職

(管理監督職勤務上限年齢)

第 7 条 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢 60 年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第 8 条 任命権者は、法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第 13 条、第 15 条、第 23 条の 3、第 27 条第 1 項及び第 56 条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第 10 条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する標準職務遂行能力（次条第 3 項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)
第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員に

ついて、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選

考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする」とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則（平成12年条例第34号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第 号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。

(2) 新地方公務員法 令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）をいう。

(3) 短時間勤務の職 新地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職をいう。

(4) 旧条例 第 1 条の規定による改正前の常総市職員の定年等に関する条例をいう。

(5) 新条例 第 1 条の規定による改正後の常総市職員の定年等に関する条例をいう。

(6) 旧条例定年 旧条例第 3 条に規定する定年をいう。

(7) 新条例定年 新条例第 3 条に規定する定年をいう。

(8) 旧条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。

(9) 新条例定年相当年齢 短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。

(10) 暫定再任用職員 附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 5 条第 1 項若しくは第 2 項、附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。

(11) 暫定再任用短時間勤務職員 附則第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は附則第 7 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員をいう。

(12) 定年前再任用短時間勤務職員 新条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用された職員をいう。

(13) 特定年齢到達年度の末日 年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日をいう。

(14) 施行日 この条例の施行の日をいう。

(勤務延長に関する経過措置)

第 3 条 任命権者は、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）

について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の市規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該市規則で定める職にあっては、市規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第4条 任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）

であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあ
る者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）

であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、
旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28
条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項
の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、
次条第1項若しくは第2項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7
条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号にお
いて同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年
齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時
勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の
市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、
当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職
した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、新地方公
務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新
地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条
の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）
であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあ
る者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）
であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、
暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範
囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定によ
り採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の
末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第5条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項並びに附則第7条第1項及び第2項において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲

内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

第7条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第4条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第9条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方

公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第 10 条 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される間における各年の 4 月 1 日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職員は、第 1 項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第 11 条 任命権者は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第 3 条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新条例原則定年相

当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該市規則で定める短時間勤務の職にあつては、市規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再任用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該市規則で定める短時間勤務の職にあつては、市規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第12条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

○常総市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成 27 年 3 月 18 日

条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第 2 条 任命権者は、毎年 7 月末日までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

第 3 条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（~~法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び~~法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び~~法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員~~を除く。）を除く。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業の状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第 4 条 公平委員会は、毎年 7 月末日までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第 5 条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況
- (3) 職員の苦情に係る処理の状況

(公表の時期)

第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 常総市公告式条例（昭和39年水海道市条例第33号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法
- (2) 市広報紙に掲載する方法
- (3) 市ホームページに掲載する方法

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第19号）抄

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第 号） 抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

○常総市職員の分限に関する条例

昭和 48 年 6 月 25 日

条例第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、降任、免職及び休職、休職及び降給の手続及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任、免職及び休職の手続)

第 2 条 任命権者は、法第 28 条第 1 項第 2 号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第 2 項第 1 号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師 2 名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の降任、免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第 3 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

3 法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは、「法第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第 4 条 休職者は、職員としての身分は保有するが、職務に従事しない。

2 休職者の給与は、常総市職員の給与に関する条例（昭和 32 年水海道市条例第 9 号）及び常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年常総市条例第 18 号）の定めるところによる。

(失職の特例)

第 5 条 任命権者は、禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係るもので

あり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとするができる。

- 2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失うものとする。

(委任)

第6条 この条例の実施について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に存する公共的団体（職員が現に業務に従事している公共的団体に限る。）において業務に従事している者又は従事することとなる者に対しては、第2条の規定は、当分の間、適用しないことができる。
- 3 水海道市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年水海道市条例第144号）は、廃止する。

(降給に関する経過措置)

- 4 常総市職員の給与に関する条例附則第23項の規定に基づく特例措置及び市規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置による降給は、法第27条第2項に規定する職員の意に反する降給とする。

- 5 前項に規定する措置の適用を受ける職員には、市規則で定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則（平成16年条例第16号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第19号）抄

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第 号）抄

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

○常総市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

昭和27年3月31日

条例第143号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。

中略

(減給の効果)

第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年常総市条例第18号）第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第5条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第6条 この条例の実施に関し、必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第19号）抄

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第 号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

○常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例

平成 7 年 3 月 28 日

条例第 1 号

水海道市職員の勤務時間に関する条例（昭和 59 年水海道市条例第 3 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（1 週間の勤務時間）

第 2 条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の 1 週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

3 ~~地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は同法第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項~~第 22 条の 4 第 1 項又は第 22 条の 5 第 1 項の規定により採用された職員~~で同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの~~（以下「再任用短時間勤務職員」定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 15 時間 30 分から 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 5 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 31 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前各項に規定す

る勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、市長の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、市規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、市規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

中略

(年次休暇)

第 12 条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第 3 号に掲げる職員以外の職員 20 日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し 20 日を超えない範囲内で市規則で定める日数）

(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの その年の在職期間を考慮し 20 日を超えない範囲内で市規則で定める日数

(3) 当該年の前年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、常総市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫法（昭和 47 年法律第 31 号）第 1 条に規定する沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他市規則で定める職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20 日に次項の市規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で市規則で定める日数

2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、市規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

中略

(規則への委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(水海道市職員の休日及び休暇に関する条例の廃止)

第 2 条 水海道市職員の休日及び休暇に関する条例（昭和 32 年水海道市条例第 11 号。以下「旧休日休暇条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 この条例の施行前に、水海道市職員の勤務時間に関する条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により、1 週間の勤務時間が定められているものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において水海道市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。

2 この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 3 項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの 5 日間において 1 日につき 8 時間の勤務時間が割り振られている職員について同条第 4 項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第 5 条の規定に基づき任命権者が定めた休日又は勤務時間の割振りとみなす。

3 この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について、旧条例第 2 条第 3 項又は第 4 項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第 4 条又は第 5 条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

4 施行日前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成 6 年における年次休暇の日数については、新条例第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、旧休日休暇条例第 5 条第 1 項に規定する年次休暇の残日数とする。

5 この条例の施行の際現に旧休日休暇条例第 5 条第 3 項の規定に基づき職員が請求している年次休暇の時季については、新条例第 12 条第 3 項の規定に基づき請求したものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧休日休暇条例第 4 条の規定に基づき任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けている休暇については、新条例第 17 条の規定に基づき任命権者が承認したものとみなす。

7 前各号に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は規則で定める。

中略

附 則（令和元年条例第 19 号）抄
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 12 条の
規定は、公布の日から施行する。

（常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 13 条 暫定再任用短時間勤務職員は、第 5 条の規定による改正後の常総市職
員の勤務時間、休暇等に関する条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時
間勤務職員とみなす。

○常総市職員の育児休業等に関する条例

平成 4 年 3 月 26 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項（育児休業法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 14 条（育児休業法第 17 条において準用する場合を含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 28 年常総市条例第 1 号）第 4 条第 3 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
- (3) 常総市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年水海道市条例第 2 号。以下「職員の定年等に関する条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続き勤務している職員

(4) 職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。第 9 条第 3 号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

~~(4)~~(5) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）（当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 箇月を経過する日、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては当該子が 2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常

勤職員

- (イ) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員
- イ 次のいずれかに該当する非常勤職員
- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）
（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする非常勤職員

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

中略

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

中略

（部分休業をすることができない職員）

第 16 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項第 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第 17 条 部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 7 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 2 時間（勤務時間条例第 14 条の規定により特別休暇を承認されている職員については、2 時間から当該特別休暇を承認されている時間を減じた時間）を超えない範囲内で、必要とされる時間について、30 分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間又は勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1 日につき、当該非常勤職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 61 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 2 項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

中略

（市規則への委任）

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
(水海道市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止)
- 2 水海道市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和 51 年水海道市条例第 13 号）は、廃止する。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和 50 年法律第 62 号）に基づく育児休業の期間のうち、この条例の施行の日前の期間に係る給与に関する取扱いについては、なお従前の例による。

中略

附 則（令和元年条例第 19 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定（常総市職員の育児休業等に関する条例第 7 条、第 8 条及び第 18 条の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 5 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 13 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 10 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年条例第 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 12 条の規定は、公布の日から施行する。

(常総市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 14 条 暫定再任用短時間勤務職員は、第 6 条の規定による改正後の常総市職員の育児休業等に関する条例第 16 条第 2 号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

○常総市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

平成 16 年 6 月 18 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項及び第 3 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項、第 9 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の派遣)

第 2 条 任命権者は、法第 2 条第 1 項各号に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして市規則で定めるものとの間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
~~（地方公務員法（昭和 25 年法律第 26 1 号）第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用される職員を除く。）~~

(2) 非常勤職員

(3) 地方公務員法 （昭和 25 年法律第 26 1 号） 第 22 条に規定する条件付採用になっている職員（市規則で定める職員を除く。）

(4) 常総市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年水海道市条例第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 常総市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。第 10 条第 5 号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

~~(5)~~ (6) 地方公務員法第 28 条第 2 項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第 29 条第 1 項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第 35 条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

3 法第 2 条第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第 1 項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項

(2) 当該職員の派遣先団体における業務の従事の状態の連絡に関する事項

中略

（法第 10 条第 1 項に規定する条例で定める職員）

第 10 条 法第 10 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
~~（地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項の規定により採用される職員を除く。）~~

(2) 非常勤職員

(3) 地方公務員法第 22 条に規定する条件付採用になっている職員（市規則で定める職員を除く。）

(4) 常総市職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員

(5) 常総市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

~~(5)~~ (6) 地方公務員法第 28 条第 2 項各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第 29 条第 1 項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第 35 条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員

中略

（報告）

第 16 条 任命権者は、市規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第 10 条第 1 項の規定により職員として採用された場合における処遇の状況等を市長に報告しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

（水海道市職員の分限に関する条例の一部改正）

2 水海道市職員の分限に関する条例（昭和 48 年水海道市条例第 20 号）の一

部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成 17 年条例第 50 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の常総市職員の公益法人等への職員
の派遣等に関する条例の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 28 号）

この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年条例第 10 号）

この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年条例第 19 号）抄

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 12 条の
規定は、公布の日から施行する。

（常総市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措
置）

第 15 条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この条にお
いて同じ。）に対する第 7 条の規定による改正後の常総市職員の公益的法人等
への派遣等に関する条例第 2 条第 2 項及び第 10 条の規定の適用については、
同項第 1 号及び同条第 1 号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、
「任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員を除く。）」とする。

○常総市職員の給与に関する条例

昭和 32 年 10 月 1 日

条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

中略

(職務の級)

第 4 条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを次条第 1 項の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別表第 1 のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で市規則で定めるものはそれぞれの職務の級に分類されるものとする。

(給料表)

第 5 条 この条例に定める給料表は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項の給料表は、第 21 条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第 6 条 職員の職務の級は、市規則で定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、市規則で定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、市規則の定めるで定めるところにより決定する。

4 職員の昇給は、市規則で定める日に、同日前 1 年間におけるその者当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては、3 号給）とすることを標準として市規則で定める基準に従い決定するものとする。

- 6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、市規則で定める。

~~10 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。~~

（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額）

第6条の2 勤務時間条例第2条第2項の育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者当該育児短時間勤務職員等の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

~~2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。~~

2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に

規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 勤務時間条例第 2 条第 4 項の任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

中略

（扶養手当）

第 10 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
- (3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫
- (4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第 11 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した

日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。この場合において、前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第 11 条の 2 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎として、地域における物価等を考慮して職員に支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 3 を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第 11 条の 3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払って

る職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市規則で定める職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

（通勤手当）

第11条の4 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。）のため交通機関又は有料道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この項において同じ。）が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、市規則で定めるところにより ~~算出したその者~~算出した当該職員 の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下 この号において 「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下 この号及び第 3 号において 「1 か月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（~~その者~~当該職員 が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 か月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、~~その者~~当該職員 の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員のうち支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）に 4,000 円を超えない範囲内において市規則で定める額を加算した額

ア～ス 略

(3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、~~その者~~当該職員 の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（市規則で定める通勤手当にあっては、市規則で定める期間）に係る最初の月の市規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の市規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して市規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間と

して6か月を超えない範囲内で1か月を単位として市規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては1か月）をいう。

- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、市規則で定める。

中略

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務

(勤務時間条例第 3 条第 1 項, 第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日における勤務のうち市規則で定めるものを除く。) の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ, 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 (前項に規定する市規則で定める時間を除く。) との合計が 1 か月について 60 時間を超えた職員には, その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して, 第 1 項 ~~(第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)~~ 及び前項の規定にかかわらず, 勤務 1 時間につき, 第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に, 次の各号に掲げる勤務の区分に応じ, 当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間外にした勤務 100 分の 150 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である ~~場合は場合には~~, 100 分の 175)
 - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100 分の 50
- 5 勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において, 当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは, 前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては, 当該時間 1 時間につき, 第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に, 次の各号に掲げる時間の区分に応じ, 当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- (1) 正規の勤務時間外に勤務した時間 100 分の 150 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である ~~場合は場合には~~, 100 分の 175) から第 1 項に規定する市規則で定める割合 (その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である ~~場合は場合には~~, その割合に 100 分の 25 を加算した割合) を減じた割合
 - (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100 分の 50 から第 3 項に規定する市規則で定める割合を減じた割合
- 6 第 2 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については, 同項第 1 号中「第 1 項に規定する市規則で定める割合」とあるのは, 「100 分の 100」とする。

中略

(特定の職員についての適用除外)

第 17 条の 3 第 13 条, 第 14 条及び第 15 条の規定は, 管理職員には適用し

ない。

2 ~~第10条~~第6条第2項から第9項まで、第10条、第11条及び第11条の3の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

3 第10条、第11条及び第11条の3の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3まで及び附則第22項第2号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第22条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再任用職員定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものにつ

いては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市規則で定める。

中略

（勤勉手当）

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者当該職員の勤務成績に応じてそれぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員定年前再任用短時間勤務職員 当該再任用職員定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第19条第3項」と、「同項に規定する合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。こ

の場合において、第 18 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは「第 19 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 19 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第 5 項第 3 号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第 19 条第 1 項に規定する市規則で定める日をいう。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）」と読み替えるものとする。

中略

（市規則への委任）

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行し、昭和 32 年 4 月 1 日から適用する。

（給料の切替え及びその切替えに伴う措置）

2 昭和 32 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）において切り替えられる職員の給料月額（以下「切替給料月額」という。）は、改正前の水海道市職員諸給与条例（以下「改正前の条例」という。）の適用により同年 3 月 31 日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）に対応する附則別表第 1 の切替表（以下「切替表」という。）に掲げる新給料月額に対応する給料表（その者がこの条例の施行に伴い切替日において適用を受けることとなった改正後の水海道市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の別表第 1 の給料表をいう。）に定めるその者の属する職務の等級の号給とし、その者の属する職務の等級に新給料月額と同じ額の号給がないときは、その額とする。

中略

（地域手当に関する特例措置）

2 1 当分の間、第 11 条の 2 の規定にかかわらず、地域手当は、支給しない。

（期間に関する特例措置）

2 2 解散前の常総・下妻学校給食組合の職員のうち、常総・下妻学校給食組合職員の給与に関する条例（平成 18 年常総・下妻学校給食組合条例第 13 号）の適用を受けていた者であって、常総・下妻学校給食組合の解散に伴って引き続き本市の職員として任用されたものの期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間については、解散前の常総・下妻学校給食組合の職員として在職し、及び勤務した期間を通算する。

(定年の引上げに伴う特例措置)

23 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第25項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

24 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 常総市職員の定年等に関する条例(昭和59年水海道市条例第2号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 常総市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

25 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第27項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第23項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(市規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第23項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

26 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項

中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

27 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第23項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第25項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

28 附則第25項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第23項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

29 附則第23項から前項までに定めるもののほか、附則第23項の規定による給料月額、附則第25項の規定による給料その他附則第23項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

30 育児短時間勤務職員等に対する附則第23項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

中略

附 則（令和4年条例第3号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第 号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。

（常総市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 第8条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第23項から第30項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

第17条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項、次項及び第8項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再

- 任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される常総市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される常総市職員の給与に関する条例第5条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、常総市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条の4第2項及び第13条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第18条第3項の規定を適用する。
- 6 新給与条例第19条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤労手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

- 7 常総市職員の給与に関する条例第 6 条第 2 項及び第 5 項から第 9 項まで、第 10 条、第 11 条並びに第 11 条の 3 並びに新給与条例第 6 条第 3 項及び第 4 項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
- 8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第 1 略

別表第 2 (第 5 条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員定 年前 再任 用短 時間 勤務 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	
	125		304,200					
再任 用職 員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円 187,700	基 準 給料月額 円 215,200	基 準 給料月額 円 255,200	基 準 給料月額 円 274,600	基 準 給料月額 円 289,700	基 準 給料月額 円 315,100	基 準 給料月額 円 356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 21 条に規定する職員を除く。

○常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

昭和 43 年 3 月 27 日

条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 38 条第 4 項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）~~第 28 条の 5 第 1 項~~第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(給料表)

第 3 条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第 38 条第 2 項及び第 3 項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(管理職手当)

第 4 条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき市長が指定するものについて支給する。

(扶養手当)

第 5 条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫

(3) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(4) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

(地域手当)

第 5 条の 2 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎として、地域における物価等を考慮して職員に支給する。

(住居手当)

第 5 条の 3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で市長の定める者に対して支給する。

(通勤手当)

第 6 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で市長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）

(特殊勤務手当)

第 7 条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

(時間外勤務手当)

第 8 条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

(休日勤務手当)

第 9 条 職員には、正規の勤務日が休日に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務した全時間について支給する。

(夜間勤務手当)

第 10 条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第 11 条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第 8 条、第 9 条第 2 項及び前条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第 11 条の 2 管理職員特別勤務手当は、第 4 条の規定に基づく市長が指定する職を占める職員のうち、管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として市長の定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に勤務した場合に支給する。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第 11 条の 3 第 8 条、第 9 条第 2 項及び第 10 条の規定は、第 4 条に規定する職にある職員には適用しない。

(期末手当)

第 12 条 期末手当は、6 月及び 12 月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮して支給する。

(勤勉手当)

第 13 条 勤勉手当は、職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(退職手当)

第 14 条 退職手当は、茨城県市町村総合事務組合市町村職員退職手当条例（昭和 50 年茨城県市町村総合事務組合条例第 22 号）の定めるところにより支給する。

(給与の減額)

第 15 条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第 16 条 職員が休職にされたときは、市長が定めるところにより給与を支給することができる。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第 17 条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第 18 条 地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(会計年度任用企業職員の給与)

第 19 条 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員として任用される企業職員 報酬及び期末手当

(2) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年常総市条例第 18 号）の規定を準用する。

(再任用職員定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第 20 条 第 5 条、~~第 5 条の 2~~第 5 条の 3 及び第 14 条の規定は、地方公務員法 ~~第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項~~第 22 条の 4 第 1 項若しくは第 22 条の 5 第 1 項 又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

(委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 当分の間、第 5 条の 2 の規定にかかわらず、地域手当は、支給しない。

中略

附 則 (令和元年条例第 19 号) 抄

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年条例第 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 12 条の規定は、公布の日から施行する。

(常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 18 条 常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条、第 5 条の 3 及び第 14 条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

○常総市職員の再任用に関する条例

平成 12 年 9 月 28 日

条例第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 4 第 1 項、同条第 2 項及び第 3 項（法第 28 条の 5 第 2 項及び第 28 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 107 号）附則第 6 条の規定に基づき、職員の再任用（法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずるもの)

第 2 条 法第 28 条の 4 第 1 項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者又は法第 28 条の 3 の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次の各号に掲げる者とする。

(1) 25 年以上勤務して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの

(2) 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

(任期の更新)

第 3 条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(任期の末日)

第 4 条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前でなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(任期の末日に関する特例)

- 2 次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成13年4月1日から平成16年3月31日まで	61年
平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年

(水海道市職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 3 水海道市職員の定年等に関する条例（昭和59年水海道市条例第2号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

◎議案第34号 常総市個人情報の保護に関する法律施行条例について

◎議案第35号 常総市行政不服審査会条例について

まず、議案第34号 常総市個人情報の保護に関する法律施行条例について、ご説明いたします。

令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律いわゆる個人情報保護法の改正が行われ、現状、それぞれの地方公共団体が条例等で定めている個人情報保護制度について、令和5年4月1日以後は、改正後の個人情報保護法において定められた全国的な共通ルールが地方公共団体にも直接適用されることとなります。

これにより、本市の個人情報保護制度も同法における共通ルールのもと、国のガイドライン等に沿って運用していくこととなりますが、一部の事項については、地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができることとされたことから、新たな条例でその取扱いを定めるものです。

まず、条例で定める「実施機関」の定義ですが、現行の取扱いから議会を除外したものとなっております。これは、個人情報保護法において、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外し、法の適用外としていることに伴う措置となっております。

次に、開示請求に係る手数料につきまして、個人情報の開示請求を行う際の手数は、現行の取扱いのとおり無料とし、その写しの交付を受ける場合において、写しの作成費用、郵送費用等について実費を負担いただくことといたします。

次に、代理人からの開示請求等に係る措置について、個人情報保護法では本人の委任による代理人からの開示請求等を認めておりますが、代理請求がなされた場合において、なりすまし等による制度の悪用を防止する観点から、代理人の資格を確認することとし、本人の意思を確認する手続を設けることとします。

また、個人情報の適正な取扱いを確保するため特に必要と認めるときに市長の附属機関である常総市行政不服審査会へ諮問できる旨定めております。

これらが個人情報保護法の施行に必要な事項として新たに定めるものです。

なお、個人情報の取扱い、開示請求等の手続、審査請求の手続等の個人情報保護制度の運用に必要な規定については、先にご説明のとおり個人情報保護法で定められたものが条例に優先して適用されることから、現行の常総市個人情報保護条例は、これを廃止するとともに、同条例の廃止に伴い、関連する条例において規定の整備のための改正を行います。

続きまして、議案第35号 常総市行政不服審査会条例について、ご説明いたします。

本案は、本市が行った行政処分に対し、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合において、実施機関の諮問に応じて調査審議を行う第三者機関の再編を図るため新たな条例を定めるほか、関連する条例において所要の改正を行うものです。

本市の第三者機関は、常総市情報公開条例の規定による公開請求及び常総市個人情報保護条例の規定による開示請求に対する行政処分に係る審査請求について調査審議する常設の「常総市情報公開・個人情報保護審査会」によるほか、これら以外の行政処分に係る審査請求がなされた場合において、事件ごとに設置し、調査審議する非常設の「常総市行政不服審査会」によって運営されております。

今般の個人情報保護法の改正に伴い、「常総市情報公開・個人情報保護審査会」のうち「個人情報保護審査会」に係る機能の部分にあっては、同法の施行日である令和5年4月1日以後は、設置の根拠が「常総市行政不服審査会」と同等のものに改められることとなり規定の見直しが求められることとなります。

これらの第三者機関が行う事務には、多くの共通点又は関連する点があるほか、「既存の常総市行政不服審査会」の設置形態について、事件ごとに設置する非常設の機関から常に設置している常設の機関に変更することで審査請求がなされてから改めて第三者機関を設置する手続が不要となり、調査審議の迅速性を確保できること等の理由から「常総市情報公開・個人情報保護審査会」と「常総市行政不服審査会」の事務を統合的に担任する附属機関として「新たな常総市行政不服審査会」に再編し、組織体系の全体的な整理を行おうとするものです。

いずれの条例も個人情報の保護に関する法律の改正に伴うもので、その施行日は、同法の施行日である令和5年4月1日とします。

○常総市個人情報保護条例

平成 14 年 12 月 25 日
条例第 23 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 個人情報の取扱い（第 6 条—第 11 条）
- 第 3 章 個人情報の開示等
 - 第 1 節 個人情報の開示（第 12 条—第 23 条）
 - 第 2 節 個人情報の訂正，削除及び利用中止（第 24 条—第 28 条）
 - 第 3 節 審査請求があった場合の手続（第 29 条）
- 第 4 章 補則（第 30 条—第 35 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は，個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに，実施機関が保有する個人情報の開示及び訂正等を求める権利を明らかにすることにより，個人の権利利益の保護及び市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて，次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等（文書，図画若しくは電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され，若しくは記録され，又は音声，動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ，それにより特

定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

(3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

(4) 要配慮個人情報 個人情報保護法第 2 条第 3 項に規定する要配慮個人情報をいう。

(5) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録であって、実施機関が保有し、又は保有しようとするものをいう。

(6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いられているものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 市立図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

第 3 条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように個人情報の適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する実施機関の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することがないように努めなければならない。

第 2 章 個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務の届出及び閲覧）

第 6 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」とい

う。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (3) 個人情報を収集する目的
 - (4) 個人情報の対象者の範囲
 - (5) 個人情報の記録項目
 - (6) 個人情報の収集先
 - (7) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、これを個人情報取扱事務目録に登録し、一般の閲覧に供さなければならない。
- 4 前3項の規定は、公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項及び第2条第6号ただし書に規定するものに含まれる個人情報については適用しない。

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集しようとするときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により、本人から収集することが困難なとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達し得ないと認めるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適

正な執行に支障が生ずると認められるとき。

(7) 他の実施機関から収集する場合であって、当該個人情報を収集することに相当の理由があると認められるとき。

(8) 国、独立行政法人等（個人情報保護法第 2 条第 9 項に規定する独立行政法人等をいう。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下これらを「国等」という。）から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき。

3 実施機関は、次に掲げるときを除き、要配慮個人情報を収集してはならない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、常総市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

（適正な維持管理）

第 8 条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報があるときは、速やかにこれを廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

（利用及び提供の制限）

第 9 条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- (4) 出版，報道等により公にされているとき。
- (5) 実施機関が所掌事務の遂行に必要な限度で個人情報を内部で利用する場合であって，当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (6) 他の実施機関に提供する場合において，提供を受ける機関が所掌事務の遂行に必要な限度で当該個人情報を使用し，かつ，当該個人情報を使用することについて相当な理由のあるとき。
- (7) 国等に提供する場合において，提供を受ける者が所掌事務の遂行に必要な限度で当該個人情報を使用し，かつ，当該個人情報を使用することについて相当な理由のあるとき。
- (8) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき。
- (9) 本人以外の者に個人情報を提供することが明らかに本人の利益になるとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか，公益上特に必要があり，かつ，当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。

2 実施機関は，前項ただし書の規定により個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは，提供を受ける者に対し，当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し，又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(特定個人情報の利用及び提供の制限)

第9条の2 実施機関は，特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず，実施機関は，個人の生命，身体又は財産の保護のために必要がある場合であって，本人の同意があり，又は本人の同意を得ることが困難であると認めるときは，特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を利用することができる。ただし，特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することによって，本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは，この限りでない。

3 実施機関は，番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き，特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織の結合による提供の制限)

第10条 実施機関は，実施機関以外の者に対して，電子計算組織の結合（電子計算機その他の情報機器を通信回線によって結合し，当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項に

において同じ。)により個人情報を提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、電子計算組織の結合により個人情報を提供することができる。提供している内容を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 審査会の意見を聴き、公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるとき。

(委託等に伴う措置)

第 11 条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するとき、又は指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者又は市の公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の事務を行うに当たって取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託又は管理の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第 3 章 個人情報の開示等

第 1 節 個人情報の開示

(開示請求)

第 12 条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が認める者の代理人（以下「代理人等」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第 13 条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人等であることを証明するために必要な書類として実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の規定により提出を受けた請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（個人情報の開示義務）

第 14 条 実施機関は、個人情報の開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に、次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報の全部又は一部を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、開示することができないとされているもの

(2) 開示請求者（代理人等が本人に代わって開示請求を行う場合にあつては、当該本人をいう。）以外の者に関する情報が含まれる個人情報（法人等の役員に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されているもの

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるもの

ウ 公務員の職務の遂行に係るもののうち、当該公務員の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

(3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められるもの

(4) 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関及び国等の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 他の地方公共団体その他の公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 代理人等が本人に代わって開示請求をした場合であって、開示することが当該本人の利益に反すると認められるもの

(部分開示)

第 15 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に、かつ、当該請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第 16 条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報（個人識別符号を

除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報の開示をすることができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し市規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、又は開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示しない理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第13条第3項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長されたときは、当該延長後の期間)内に、実施機関が開示決定等を行わないときは、開示請求者は、開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第20条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障の生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請

求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限
(意見書提出の機会の付与)

第 21 条 開示請求に係る個人情報に、開示請求者（代理人等が本人に代わって開示請求を行う場合にあつては、当該本人をいう。）以外の者に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該開示請求者以外の者に対し、開示請求に係る情報の表示その他市規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(開示の実施)

第 22 条 個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該個人情報が記録されている公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第 13 条第 2 項の規定は、個人情報の開示を受ける場合について準用する。

(開示請求の特例)

第 23 条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の開示請求があつたときは、第 19 条の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、個人情報の開示の方法は、前条第 1 項の規定にかかわらず、実施機関が定める方法によるものとする。

第 2 節 個人情報の訂正、削除及び利用中止

(訂正請求)

第 24 条 何人も、公文書に記録されている自己に関する個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該公文書を保有する実施機関に対し、当該個人情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

2 第 12 条第 2 項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第 25 条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 訂正請求に係る個人情報に特定するために必要な事項
 - (3) 訂正を求める内容
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定は、訂正請求について準用する。
(訂正請求に対する措置)
- 第 26 条 実施機関は、前条第 1 項に規定する請求書の提出があったときは、遅滞なく、訂正請求に係る個人情報の内容について、当該個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲内において調査を行い、当該訂正請求があった日から 30 日以内に、訂正する旨又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）をしなければならない。ただし、前条第 3 項において準用する第 13 条第 3 項の規定により補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、訂正請求に係る個人情報を訂正した上で、当該訂正請求をした者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の規定により訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求をした者に対し、その旨及び訂正しない理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第 1 項に規定する期間内に、実施機関が訂正決定等を行わないときは、訂正請求をした者は、訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。
- 5 第 20 条及び第 21 条の規定は、訂正決定等について準用する。
(個人情報の提供先への通知)
- 第 26 条の 2 実施機関は、前条第 2 項の規定により個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第 19 条第 8 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
(削除請求)

第 27 条 何人も、公文書に記録されている自己に関する個人情報（情報提供等記録を除く。次条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該公文書を保有する実施機関に対し、当該個人情報の削除の請求（以下「削除請求」という。）をすることができる。

- (1) 第 7 条の規定に違反して収集されたとき。
- (2) 番号法第 20 条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。
- (3) 番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。

2 第 12 条第 2 項、第 25 条及び第 26 条の規定は、削除請求並びにこれに係る手続及び措置について準用する。この場合において、第 25 条第 2 項中「訂正を求める内容が事実と合致すること」とあるのは「削除を求める内容が第 27 条第 1 項各号のいずれかに該当すること」と読み替えるものとする。

（利用中止請求）

第 28 条 何人も、公文書に記録されている自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該公文書を保有する実施機関に対し、当該個人情報の利用又は提供の中止の請求（以下「利用中止請求」という。）をすることができる。

- (1) 第 9 条第 1 項の規定に違反して利用され、又は提供されているとき。
- (2) 第 9 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定に違反して利用されているとき。
- (3) 第 9 条の 2 第 3 項の規定に違反して提供されているとき。

2 第 12 条第 2 項、第 25 条及び第 26 条の規定は、利用中止請求並びにこれに係る手続及び措置について準用する。この場合において、第 25 条第 2 項中「訂正を求める内容が事実と合致すること」とあるのは「利用又は提供の中止を求める内容が第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当すること」と読み替えるものとする。

第 3 節 審査請求があった場合の手続

第 29 条 個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求若しくは利用中止請求に対する決定又は不作為について審査請求があった場合は、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 審査請求に係る開示請求に対する決定（個人情報の全部を開示する旨の決

定を除く。)を取り消し,又は変更し,当該開示請求に係る個人情報の全部を開示する裁決をするとき。ただし,第21条の規定により開示に反対の意思を表示した意見書が提出されているときを除く。

(3) 審査請求に係る訂正請求に対する決定(訂正請求の全部を認容して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し,又は変更し,当該訂正請求の全部を認容して訂正をする裁決をするとき。

(4) 審査請求に係る利用中止請求に対する決定(利用中止請求の全部を認容して利用又は提供の中止をする旨の決定を除く。)を取り消し,又は変更し,当該利用中止請求の全部を認容して利用又は提供の中止をする裁決をするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は,審査請求人,参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。)及び利害関係人(審査請求があった時において,当該審査請求について利害関係を有すると当該実施機関が認める者に限る。)に対し,諮問をした旨を通知しなければならない。

3 第1項に規定する場合において,行政不服審査法第9条第1項本文の規定は,適用しない。

第4章 補則

(費用負担)

第30条 個人情報の開示請求,訂正請求,削除請求及び利用中止請求に係る手数料は,無料とする。

2 個人情報の写しの交付を受ける者は,当該個人情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。ただし,市長が特別の理由があると認めるときは,費用の全部又は一部を免除することができる。

(苦情の処理)

第31条 実施機関は,当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは,適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(運用状況の公表)

第32条 市長は,毎年1回,この条例の規定に基づく個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ,公表するものとする。

(他の制度との調整)

第33条 他の法令等(常総市情報公開条例(平成13年水海道市条例第17号)を除く。)の規定により,個人情報の開示,訂正その他個人情報の取扱いに関

する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。ただし、特定個人情報に係る開示にあつては、この限りでない。

(出資法人等への要請)

第 3 4 条 市長は、市が出資する法人その他市の行政運営と密接な関連を有する団体に対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第 3 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の取扱いについての第 6 条第 1 項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行後、速やかに」とする。

3 この条例の施行の際、既に行われた又は現に行われている個人情報の収集、利用若しくは提供については、この条例の相当規定により行われたものとみなす。

(石下町の編入に伴う経過措置)

4 石下町の編入の日前に、石下町個人情報保護条例（平成 1 5 年石下町条例第 1 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

中略

附 則（令和 3 年条例第 2 1 号）

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）附則第 2 条の規定の施行の日から施行する。ただし、第 2 条（常総市個人情報保護条例第 2 6 条の 2 の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

○常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成 17 年 9 月 28 日

条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

中略

(協定の締結)

第 7 条 指定管理者は、第 2 条第 7 号の期間の開始前に、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (6) 利用者等に係る個人情報（~~常総市個人情報保護条例（平成 14 年水海道市条例第 23 号）第 2 条第 2 号~~[個人情報](#)の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）[第 2 条第 1 項第 1 号](#)に規定する個人情報をいう。）の保護に関する事項
- (7) 管理に当たって保有する情報の公開に関する事項
- (8) 管理に当たって知り得た秘密の保持に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

中略

(委任)

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

[附 則（令和 4 年条例第 号）抄](#)

[（施行期日）](#)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第 4 条 常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年水海道市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 6 号中「常総市個人情報保護条例（平成 14 年水海道市条例第 23 号）第 2 条第 2 号」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項第 1 号」に改める。

○常総市情報公開・個人情報保護審査会条例

平成 14 年 12 月 25 日

条例第 24 号

(設置)

第 1 条 常総市情報公開条例（平成 13 年水海道市条例第 17 号。以下「情報公開条例」という。）及び常総市個人情報保護条例（平成 14 年水海道市条例第 23 号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく実施機関の諮問に応じ、調査審議して答申するとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、常総市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、情報公開条例及び個人情報保護条例の例による。

(所掌事務)

第 3 条 審査会は、実施機関の諮問に応じ、次の事項を調査審議し、答申する。

- (1) 情報公開条例第 17 条第 1 項に規定する審査請求に関すること。
 - (2) 個人情報保護条例第 7 条第 3 項の規定による要配慮個人情報の収集に関すること。
 - (3) 個人情報保護条例第 10 条第 2 項に規定する電子計算組織の結合による個人情報の提供に関すること。
 - (4) 個人情報保護条例第 29 条第 1 項に規定する審査請求に関すること。
- 2 審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する事項について、実施機関に建議することができる。

(委員)

第 4 条 審査会は、市長が委嘱する委員 5 人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を行う。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審査会の調査権限）

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、第3条第1項各号に規定する事項（以下「諮問事項」という。）に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問事項に係る公文書の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、諮問事項に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下これらを「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、次に掲げる場合を除き、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(1) 審査会が申立てをすべき相当の期間を定めた場合において、その期間内に申立てがなされないとき。

(2) 審査会が口頭で意見を述べる機会を与える必要がないと認めるとき。

2 前項の規定により口頭で意見を述べる機会を与えられた審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書又は資料の提出）

第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 審査会は、審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求

人等（当該意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知するものとする。

（意見書又は資料の閲覧等）

第 10 条 審査請求人等は、審査会に対し、第 7 条第 3 項若しくは第 4 項又は前条第 1 項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の閲覧）又はその写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、その必要がないと審査会が認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

（答申書の送付等）

第 11 条 審査会は、諮問に対する調査審議を終了したときは、速やかに諮問実施機関に答申しなければならない。

2 審査会は、前項の答申が第 3 条第 1 項第 1 号又は第 4 号に係るものであるときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（調査審議手続の非公開）

第 12 条 審査会が行う調査審議の手続は、非公開とする。

（守秘義務）

第 13 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第 14 条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第 15 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（石下町の編入に伴う経過措置）

- 2 石下町の編入の日前に、石下町情報公開条例（平成13年石下町条例第1号）第15条の規定による石下町情報公開・個人情報保護審査会によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（水海道市情報公開条例の一部改正）

- 3 水海道市情報公開条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

（情報公開条例の改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際、現に改正前の水海道市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第18条第1項の規定により置かれている水海道市情報公開審査会は、第1条の規定により置かれた審査会とみなす。

- 5 この条例の施行の際、現に旧条例第18条第2項の規定により情報公開審査会の委員に委嘱されている者は、第4条第1項の規定により審査会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成15年12月31日までとする。

（水海道市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 6 水海道市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

中略

附 則（平成30年条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

○常総市行政不服審査法施行条例

平成28年6月13日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

中略

(提出書類等の閲覧)

第4条 法第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による閲覧に係る手数料は、常総市手数料条例~~（平成12年水海道市条例第12号）~~（平成12年水海道市条例第21号）の規定にかかわらず、無料とする。

2 法第38条第1項の審査庁が定める方法は、電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものを閲覧する方法による。ただし、これにより難しい場合にあつては、審査庁がその都度定めるものとする。

中略

(適用除外)

第7条 前2条の規定にかかわらず、法第38条第1項の規定による閲覧又は交付に係る手数料について他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

~~（審査会の設置及び廃止）~~

~~第8条 法第81条第2項の規定に基づき、法の規定による審査請求に係る事件（法第43条第1項の規定により諮問しなければならない場合に限る。以下「事件」という。）ごとに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として常総市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。~~

~~2 審査会は、事件に関する次条に規定する所掌事項の処理が完了したときは、廃止されるものとする。ただし、廃止される前に新たな事件の諮問があつた場合は、諮問された全ての事件に関する所掌事項の処理が完了したときとする。~~

~~（所掌事項）~~

~~第9条 審査会は、審査庁の諮問に応じ、法第81条第3項において準用する法第5章第1節第2款の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。~~

~~（組織）~~

~~第 10 条 審査会は、委員 5 人以内をもって組織する。~~

~~(委員)~~

~~第 11 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。~~

~~2 委員の任期は、第 8 条第 2 項の規定により審査会が廃止されるまでとする。~~

~~3 委員は、自己の利害に係る事件の調査審議に参加することができない。~~

~~4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。~~

~~(会長)~~

~~第 12 条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。~~

~~2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。~~

~~3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。~~

~~(会議)~~

~~第 13 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第 8 条第 1 項の規定により審査会が置かれた後最初に開かれる会議は、市長が招集する。~~

~~2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。~~

~~3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。~~

~~(調査審議の非公開)~~

~~第 14 条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。~~

~~(調査審議の手続の併合又は分離)~~

~~第 15 条 審査会は、必要があると認める場合は、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。~~

~~2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。~~

第 8 条から第 15 条まで 削除

(提出資料の写し等の交付の求め)

第 16 条 法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- (1) 交付に係る法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項に規定する主張書面若しくは資料（以下「対象主張書面等」という。）又は交付に係る法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項
- (2) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）
- (3) 対象主張書面等又は対象電磁的記録について第 19 条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨
（提出資料の写し等の交付の方法）

第 17 条 法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

- (1) 対象主張書面等の写しの交付にあっては、当該対象主張書面等を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
- (2) 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあっては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付
（提出資料の写し等に係る手数料）

第 18 条 第 4 条第 1 項の規定は、法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による閲覧について準用する。

2 第 5 条及び第 6 条の規定は、法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 4 項及び第 5 項の規定による手数料の額及びその減額又は免除について準用する。この場合において、第 5 条第 1 項中「第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項（他の法律において準用する場合を含む。）」とあるのは「第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 4 項」と、同項第 1 号及び第 2 号、同条第 2 項並びに第 6 条第 1 項及び第 2 項中「第 38 条第 1 項」とあるのは「第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 5 項の規定の適用については、同項中「審査会」とあるのは「審査庁」とする。
（提出資料の写し等の送付）

第 19 条 法第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項の規定による交付を受ける審査関係人は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象主張書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を出力した書面の送付を求めることができる。

~~（委任）~~

~~第20条 第8条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。~~

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

中略

附 則（令和2年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第 号） 抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（常総市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第5条 常総市行政不服審査法施行条例（平成28年常総市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（平成12年水海道市条例第12号）」を「（平成12年水海道市条例第21号）」に改める。

第8条から第15条までを次のように改める。

第8条から第15条まで 削除

第20条を削る。

（常総市行政不服審査法施行条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 附則第3条第1項の規定は前条の規定による改正前の常総市行政不服審査法施行条例（次項において「旧施行条例」という。）第1条の規定により置かれた常総市行政不服審査会（同項において「旧不服審査会」という。）の委員について、附則第3条第2項の規定は旧施行条例第12条第1項の規定により選任された会長又は同条第3項の規定により指名された委員について、附則第3条第3項の規定は旧施行条例第11条第4項の職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務について、それぞれ準用する。

2 施行日前に旧不服審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなす。この場合において、施行日前に旧不服審査会が行った調査審議は、審査会が行った調査審議とみなす。

○常総市情報公開条例

平成 13 年 6 月 27 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、情報の公開を求める市民の権利を保障し、市民の共通の財産である情報を広く公開することによって、市民生活の向上に資するとともに、市がその活動について説明する責務を全うし、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 情報 実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画及び電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であって，当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし，次に掲げるものを除く。
 - ア 官報，新聞，雑誌，書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 市立図書館その他の施設において，歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (3) 情報の公開 実施機関がこの条例の規定により，情報を閲覧若しくは視聴に供し，又はその写しを交付することをいう。

中略

(手数料等)

第 16 条 情報の閲覧に係る手数料は，無料とする。

- 2 情報の写しの交付を受ける者は，当該情報の写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査請求があった場合の措置)

第 17 条 実施機関は，公開決定等又は第 12 条第 3 項の規定による公開請求に係る不作為について審査請求があった場合は，次の各号のいずれかに該当するときを除き，遅滞なく別に条例で定める ~~常総市情報公開・個人情報保護審査会~~

[常総市行政不服審査会](#)に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 審査請求に係る公開請求に対する決定（情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該公開請求に係る情報の全部を公開する裁決をするとき。ただし、第 14 条の規定により公開に反対の意思を表示した意見書が提出されているときを除く。
- 2 前項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。）及び利害関係人（審査請求があった時において、当該審査請求について利害関係を有すると当該実施機関が認める者に限る。）に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
- 3 第 1 項に規定する場合において、行政不服審査法第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

中略

（委任）

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日以後に作成し、又は取得した情報について適用し、平成 13 年 3 月 31 日以前に作成し、又は取得した情報については整理の完了したものから適用する。

（石下町の編入に伴う経過措置）

- 3 石下町の編入の日前に、石下町情報公開条例（平成 13 年石下町条例第 1 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 13 年条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 24 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(情報公開条例の改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の水海道市情報公開条例（以下「旧条例」という。）第 18 条第 1 項の規定により置かれている水海道市情報公開審査会は、第 1 条の規定により置かれた審査会とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第 18 条第 2 項の規定により情報公開審査会の委員に委嘱されている者は、第 4 条第 1 項の規定により審査会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、平成 15 年 12 月 31 日までとする。

附 則（平成 16 年条例第 2 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 46 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 25 号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 3 号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 21 号）抄

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 2 条の規定の施行の日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(常総市情報公開条例の一部改正)

第 7 条 常総市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「常総市情報公開・個人情報保護審査会」を「常総市行政不服審査会」に改める。

○常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 31 年 9 月 19 日

条例第 18 号

本則 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行し、昭和 31 年 9 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 水海道市教育委員会副委員長及び議会選出委員の報酬及び費用弁償については、昭和 31 年 9 月 30 日までなお従前の例による。
(水海道市報酬費用弁償給料及び旅費支給条例等の廃止)
- 3 次の条例は廃止する。
水海道市報酬費用弁償給料及び旅費支給条例 (昭和 23 年条例第 86 号)
水海道市教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 27 年条例第 154 号)
(石下町の編入に伴う経過措置)
- 4 石下町の編入の日前に、石下町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和 39 年石下町条例第 8 号。以下「石下町条例」という。)の規定により支給すべき事由を生じた報酬又は費用弁償については、なお石下町条例の例による。
- 5 編入前の石下町の特別職の職員であった者で引き続き市の特別職の職員に委嘱され、又は任命されたものが、石下町条例の規定により平成 18 年 3 月 31 日までの間の報酬の支給を受けていた場合においては、当該報酬は支給しない。
- 6 当分の間、編入前の石下町の区域における常総市立学校の学校医及び学校歯科医に対する別表第 4 の規定の適用については、同表学校医の項中「127,000 円」とあるのは「110,000 円」と、同表学校歯科医の項中「127,000 円」とあるのは「100,000 円」とする。

中略

附 則 (令和 4 年条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日) (令和 4 年条例第 号) 抄

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 8 条 常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和 31 年水海道市条例第 18 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 情報公開・個人情報保護審査会の委員の項を削る。

別表第 5 市外在住の情報公開・個人情報保護審査会の委員の項を削る。

別表第 1 (第 2 条, 第 5 条関係)

職名		報酬区分	報酬額	旅費の額 (相当する職)
選挙管理委員会の委員	委員長	日額	10,000円	常勤の特別職
	委員	日額	9,000円	常勤の特別職
~~~~~				
政治倫理審査会の委員		日額	7,000円	常勤の特別職
<del>情報公開・個人情報保護審査会の委員</del>		<del>日額</del>	<del>7,000円</del>	<del>常勤の特別職</del>
審理員		日額	30,000円	常勤の特別職
行政不服審査会の委員		日額	7,000円	常勤の特別職
~~~~~				

備考 勤務時間が 2 時間未満の場合は, 表中に定める報酬額の 2 分の 1 に相当する額を報酬とする。

別表第 2 略

別表第 3 略

別表第 4 略

別表第 5 (第 5 条関係)

職名	出務 1 日当たり費用弁償額
市外在住の公平委員会の委員	一般職の旅費相当額
市外在住の情報公開・個人情報保護審査会の委員	一般職の旅費相当額
市外在住の審理員	一般職の旅費相当額
市外在住の行政不服審査会の委員	一般職の旅費相当額
市外在住の復興計画策定委員会の委員	一般職の旅費相当額
~~~~~	

## ◎議案第 36 号 常総市斎場条例の一部を改正する条例について

本案は、常総市斎場の火葬室使用料について、合併前の水海道市の区域に住所を有する者以外の者に係る使用料の額の改定を行うものです。

火葬業務にあつては、合併前の水海道市では独自で「斎場」を整備した上で、業務を実施しており、石下町では近隣市町と下妻地方広域事務組合を組織し、下妻市にある「葬斎場」において下妻市及び八千代町と業務の共同処理をしておりました。斎場の処理能力、組合負担金の問題等の諸事情から、合併協議において、火葬業務の一元化は図られることなく、従前のおり旧市町ごと実施する方針が決定され、現在に至るものです。

斎場及び葬斎場の使用料にあつては、旧市町ごとの住民がそれぞれの施設を利用する場合は、無料となりますが、他方の施設を利用する場合は斎場にあつては常総市斎場条例に、葬斎場にあつては下妻地方広域事務組合葬斎場「ヘキサホール・きぬ」の設置及び管理に関する条例に定める使用料を負担することとなります。また、常総市民以外の者がそれぞれの施設を利用する場合も同様に使用料の負担が必要となります。

今回、条例改正を行う理由といたしまして、斎場の使用料が近隣自治体の施設と比較して安価であるため、本市において火葬を希望される市外の方が増えており、火葬炉の稼働率が高まるとともに、その消耗が著しくなっていることから、近隣施設の額と同等程度の水準に増額するもので、改正後の使用料は、次の表のおり一般的な利用で従前の 38,000 円から 60,000 円へ増額となりますが、合併前の石下町の区域住民に係る使用料については、合併前の水海道市の区域住民がヘキサホール・きぬを利用した場合の使用料と同額の 50,000 円となるよう減免措置を講ずることとします。

区 分	常総市斎場		ヘキサホールきぬ (参考)
	現 行	改正後	
13 歳以上	38,000 円	60,000 円	50,000 円
13 歳未満	26,000 円	30,000 円	30,000 円
死産児	16,000 円	20,000 円	20,000 円
身体の一部	10,000 円	30,000 円	30,000 円
改葬	10,000 円	30,000 円	30,000 円
出産に付随する汚物等	10,000 円	20,000 円	20,000 円

## ○常総市斎場条例

昭和59年3月26日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、斎場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 斎場を次のとおり設置する。

名称	位置
常総市斎場	常総市豊岡町乙3140番地1

2 斎場に次の施設を置く。

(1) 火葬室

(2) 待合室

(使用の許可)

第3条 前条第2項の施設を使用しようとする者は、申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の際許可証を管理人に提示しなければならない。

(使用料)

第4条 死亡時において本市（石下町の編入の日前の水海道市の区域をいう。以下同じ。）の住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者をいう。以下同じ。）であった者（本市の住民に係る死産児及びその他を含む。）の火葬室の使用料は、無料とする。

2 本市の住民以外の住民であった者（本市の住民以外の住民に係る死産児及びその他を含む。）の火葬室の使用料は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	単位	使用料の額
13歳以上	1体	<del>38,000円</del> <u>60,000円</u>
13歳未満	1体	<del>26,000円</del> <u>30,000円</u>
死産児	1胎	<del>16,000円</del>

			<u>20,000円</u>
その他	身体の一部		<del>10,000円</del> <u>30,000円</u>
	改葬	1体若しくは1胎又は 1箱若しくは1包	<del>10,000円</del> <u>30,000円</u>
	出産に付随する汚物等	1箱又は1包	<del>10,000円</del> <u>20,000円</u>

3 前項の使用料は、使用許可の際徴収する。

4 待合室の使用料は、無料とする。

(使用料の減免)

第5条 市長は、特に必要があると認めたときは、前条第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第6条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない事由により使用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか市長が特別の理由があると認めたとき。

(賠償責任)

第7条 使用者が故意又は過失により第2条第2項の施設又は附属設備等を損傷したときは、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(水海道市火葬場条例の廃止)

2 水海道市火葬場条例(昭和52年水海道市条例第9号)は、廃止する。

(重要な公の施設に関する条例の一部改正)

3 重要な公の施設に関する条例(昭和39年水海道市条例第41号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（昭和60年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の水海道市斎場条例の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（平成元年条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に使用許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第13号）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年条例第107号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

4 この条例の施行の日前に死亡した者に係る第2条の規定による改正後の常総市斎場条例第4条の使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

## ◎議案第 37 号 常総市手数料条例の一部を改正する条例について

本案は、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機で住民票，印鑑登録証明書，課税・非課税証明書，所得証明書等の各種証明書の交付を受ける場合の手数料を減額する改正を行うものです。

各種証明書の交付手数料は，現行は市役所窓口での交付及び多機能端末機による交付ともに1件につき300円となっておりますが，多機能端末機による交付手数料を200円とし，市役所窓口での手数料と比べて100円安く設定することとします。

これにより，マイナンバーカード取得のより一層の促進を図るとともに，窓口業務の効率化や来庁者の減少による感染症対策に資するものと考えております。また，長期的には，ゼロカーボンシティにもつながるものと考えます。

なお，この条例の施行日は，令和5年4月1日とします。

〔多機能端末機で交付可能な証明書及びその交付手数料〕

証明書名	窓 口 ※変更なし	多機能端末機（コンビニ交付）	
		現行	改正後
住民票	300円	300円	<u>200円</u>
印鑑登録証明書			
課税・非課税			
証明書			
所得証明書			

○常総市手数料条例

平成 12 年 3 月 27 日

条例第 21 号

水海道市手数料条例（昭和 49 年水海道市条例第 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（手数料を徴収すべき事項及び金額等）

第 2 条 手数料を徴収すべき事項及びその金額は、別表のとおりとする。

第 3 条 奥書、認証等いかなる名義であっても文書で事実を認証するものは、証明とみなし、手数料を徴収する。

（公文書等の閲覧及び諸証明の制限）

第 4 条 公簿、公文書及び図面の閲覧並びに諸証明は、市長において公衆の閲覧に供しても支障のないものでなければならない。

（納付方法）

第 5 条 手数料は、申請の際納付しなければならない。

2 既納の手数料は、請求事項の変更又は取消しがあっても、これを還付しない。

（手数料の免除）

第 6 条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。ただし、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構（地方公共団体情報システム機構法（平成 25 年法律第 29 号）第 1 条に規定する地方公共団体情報システム機構をいう。）と契約した民間事業者が設置する端末機であって、本市の電子計算機と電気通信回線で接続されたものをいう。以下同じ。）により交付する場合は、この限りでない。

(1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの又は無料で取扱いをすることができるもの

(2) 本市の住民で、公費の援助又は扶助を受けるために必要なもの

(3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用を受けている者から請求があったとき。

(4) 官公署から請求があったとき。

(5) 公用で使用するとき。

(6) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条の規定による届出を

経た政党、協会その他の団体が貼り紙、貼り札、立看板又は広告旗を表示するため許可申請をしたとき。

(7) 前各号に規定するもののほか、市長が特に免除する必要があると認めたもの

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の水海道市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成15年条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年8月25日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の水海道市手数料条例別表第1の規定は、施行日以後に受理した申請に係る手数料から適用し、同日前に受理した申請に係る手数料については、なお従前の例による。

中略

附 則 (令和2年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年条例第19号)

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和4年条例第 号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

手数料を徴収する事項	手数料の金額
自動車の臨時運行の許可	1 両につき 750 円
狂犬病予防注射済票の再交付	1 件につき 150 円
租税，公課に関する証明（年度，税目をもって 1 件とする。）	1 件につき 300 円 <u>（多機能端末機により交付する場合にあつては，200 円）</u>
職業又は営業に関する証明	1 件につき 300 円
土地，建物又は資産に関する証明	1 件につき 300 円
身元に関する証明	1 件につき 300 円
印鑑登録に関する証明	1 件につき 300 円 <u>（多機能端末機により交付する場合にあつては，200 円）</u>
じょうそう市民カードの再交付	1 件につき 500 円
広域交付住民票の交付	1 件につき 300 円
住民票，戸籍の附票，除かれた住民票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付	1 件につき 300 円 <u>（多機能端末機により交付する場合にあつては，200 円）</u>
住民票又は除かれた住民票の閲覧	1 件につき 300 円
その他の証明	1 件につき 300 円

◎議案第 38 号 常総市立学校設置に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、常総市立小中学校適正配置実施計画に基づき、令和 5 年 3 月 31 日をもって、常総市立大花羽小学校を廃止し、令和 5 年 4 月 1 日付で菅原小学校と統合するため、条例の一部を改正するものです。

併せて、常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例を改正することとし、廃止される大花羽小学校の名称を引用している大花羽小児童クラブの名称を大花羽児童クラブと改めます。

また、同様に常総市立公民館の設置及び管理に関する条例を改正し、大花羽公民館及び菅原公民館に係る設置区域の規定を整理することとします。

## ○常総市立学校設置に関する条例

昭和 39 年 3 月 31 日

条例第 28 号

(設置)

第 1 条 本市に学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条の規定により，常総市立学校を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 常総市立学校の名称及び位置は，次の表のとおりとする。

名称	位置
水海道小学校	常総市水海道天満町 2 5 1 6 番地 1
大生小学校	常総市平町 4 1 5 番地 1
五箇小学校	常総市上蛇町 1 5 0 8 番地
三妻小学校	常総市中妻町 4 1 4 6 番地
<del>大花羽小学校</del>	<del>常総市大輪町 3-8-6 番地 1</del>
菅原小学校	常総市大生郷町 1 6 1 5 番地
豊岡小学校	常総市豊岡町丙 3 3 6 2 番地
絹西小学校	常総市坂手町 7 3 0 3 番地 3
菅生小学校	常総市菅生町 4 7 1 1 番地
岡田小学校	常総市向石下 1 0 2 0 番地
玉小学校	常総市若宮戸 7 9 4 番地
石下小学校	常総市新石下 1 9 0 7 番地 1
豊田小学校	常総市豊田 2 2 4 6 番地
飯沼小学校	常総市鴻野山 8 5 9 番地 1
水海道中学校	常総市小山戸町 6 1 番地
鬼怒中学校	常総市中妻町 4 1 8 0 番地
水海道西中学校	常総市豊岡町乙 1 0 0 5 番地 1
石下中学校	常総市本石下 1 0 0 0 番地 1
石下西中学校	常総市杉山 9 1 0 番地 1

附 則

この条例は，昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

中略

附 則（平成 22 年条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 号）抄  
（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例

平成 27 年 3 月 18 日

条例第 14 号

本則 略

附 則  
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
（令和 2 年 8 月における使用料の額の特例）
- 2 令和 2 年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの間（以下この項において「特例期間」という。）の使用料は、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 特例期間の利用（土曜日の利用を除く。次号において同じ。）が 11 日以上の場合 3,000 円
  - (2) 特例期間の利用が 11 日未満の場合 2,000 円
  - (3) 土曜日に利用した場合 1 日につき 300 円
- 3 前項の場合における第 10 条第 2 項の適用については、同項中「前項の場合」とあるのは「附則第 2 項の場合」と、「前項各号」とあるのは「附則第 2 項各号」とする。

附 則（平成 28 年条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年条例第 6 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 23 号）  
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部

改正)

- 2 常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成31年常総市条例第6号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（令和4年条例第 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正）
- 2 常総市児童クラブの設置及び管理に関する条例（平成27年常総市条例第14号）の一部を次のように改正する。  
別表中「大花羽小児童クラブ」を「大花羽児童クラブ」に改める。

別表（第2条関係）

名称	位置
水海道小児童クラブ	常総市水海道天満町2516番地1
三妻児童クラブ	常総市中妻町2641番地2
<del>大花羽小児童クラブ</del> 大花羽児童クラブ	常総市大輪町386番地1
豊岡小児童クラブ	常総市豊岡町丙3362番地
絹西小児童クラブ	常総市坂手町7303番地3
菅生小児童クラブ	常総市菅生町4711番地
岡田小児童クラブ	常総市向石下1020番地
玉小児童クラブ	常総市若宮戸794番地
石下小児童クラブ	常総市新石下1907番地1
豊田小児童クラブ	常総市豊田2246番地
飯沼小児童クラブ	常総市鴻野山289番地1

○常総市立公民館の設置及び管理に関する条例

昭和 35 年 3 月 31 日

条例第 9 号

本則 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。  
(水海道市公民館設置管理等に関する条例の廃止)
- 2 水海道市公民館設置管理等に関する条例 (昭和 30 年水海道市条例第 13 号) は、廃止する。  
(石下町の編入に伴う経過措置)
- 3 石下町の編入の日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に限り、第 5 条の規定にかかわらず、委員の定数は 35 人とする。

中略

附 則 (平成 24 年条例第 5 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の常総市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定により委嘱されている常総市公民館運営審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、この条例による改正後の常総市立公民館の設置及び管理に関する条例の規定により委嘱された常総市公民館運営審議会の委員とみなす。

附 則 (令和 4 年条例第 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。  
(常総市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 3 常総市立公民館の設置及び管理に関する条例 (昭和 35 年水海道市条例第 9 号) の一部を次のように改正する。  
別表中「大花羽小学校区」を「菅原小学校区のうち羽生町、大輪町及び花島町」に改め、「菅原小学校区」の次に「のうち横曽根新田町、笹塚新田町、五郎兵衛新田町、大生郷町、大生郷新田町及び伊左衛門新田町」を加える。

別表（第 2 条，第 4 条関係）

名称	位置	設置区域
水海道公民館	常総市水海道栄町 2 6 8 0 番地 1	水海道小学校区
大生公民館	常総市平町 4 4 1 番地	大生小学校区
五箇公民館	常総市上蛇町 1 8 9 9 番地 1	五箇小学校区
三妻公民館	常総市三坂町 1 5 4 4 番地 3	三妻小学校区
大花羽公民館	常総市大輪町 4 6 4 番地 5	<del>大花羽小学校区</del> <a href="#">菅原小学校区のうち羽生町，大輪町及び花島町</a>
菅原公民館	常総市大生郷町 1 9 6 0 番地 1	菅原小学校区のうち <a href="#">横曽根新田町，笹塚新田町，五郎兵衛新田町，大生郷町，大生郷新田町及び伊左衛門新田町</a>
豊岡公民館	常総市豊岡町丙 1 5 8 7 番地	豊岡小学校区
坂手公民館	常総市坂手町 6 2 1 9 番地 1	絹西小学校区のうち坂手町
内守谷公民館	常総市内守谷町 2 7 4 3 番地 2	絹西小学校区のうち内守谷町
菅生公民館	常総市菅生町 1 1 8 7 番地 1 0	菅生小学校区
石下中央公民館	常総市本石下 8 5 番地	玉小学校区，石下小学校区及び豊田小学校区
石下西公民館	常総市鴻野山 1 5 6 番地	岡田小学校区及び飯沼小学校区

## ◎議案第 39 号 指定管理者の指定について

常総市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、令和 5 年度からの児童クラブ管理運営について、常総市児童クラブ指定管理者選定審査委員会において審査を行った結果、株式会社明日葉を指定候補者として決定しました。

つきましては、常総市児童クラブ指定管理者として、株式会社明日葉を指定したく、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

## 1 選定理由

株式会社明日葉は、全国に 300 箇所からなる運営実績があり、これまでも児童クラブ運営において、指導員育成のための豊富な研修実績や、商品企画チームを立ち上げ、このコロナ禍においても外部講師に頼らない社内専門チームによる独自のイベント活動を実践するなど経費削減の努力を怠らず、児童の安心安全だけではない質の高い運営に関する提案がありました。

今回は特に、本市の特徴である外国籍児童に配慮した取組に加え、放課後子ども教室、ほっとサタデーなど地域や小学校との連携項目を高く評価いたしました。

また、追加の費用を伴わない ICT を活用した新たな入退室管理システムの追加提案もあり、その内容は、児童クラブへの入退室時に保護者へ通知が届くなど、保護者が安心して子どもを預け、就労できることなどを評価し、他の事業者よりも高評価となったため、選定に至りました。

## 2 指定管理候補者のプロフィール

## (1) 会社概要

ア 事業者名 株式会社明日葉

イ 所在地 東京都港区芝四丁目 13-3 PMO 田町東 10F

ウ 代表者 代表取締役 大隈 太嘉志

## (2) 創業からの経緯

1963年度 (昭和38年度)	給食会社として創業 現在は、学校、保育園、病院、介護施設の給食提供、幼稚園や病院のシャトルバスの運行管理、障がい者就労継続支援等の社会基盤づくりを事業とするグループ会社を形成している。 ・従業員数グループ合計約10,000名、グループ総売上高256億円と安定した経営基盤がある。
2011年度 (平成23年度)	本格的に子育て支援事業に取り組む。
2017年度 (平成29年度)	重点的に茨城県への事業展開を行なう計画 ・常総市の児童クラブ10施設受託 ・神栖市の児童センター、児童館7施設受託
2018年度 (平成30年度)	本店移転及びグループ内事業会社の再編成（吸収分割） <small>はがくれゆうしん</small> ・葉隠勇進株式会社から株式会社明日葉へ社名変更
2019年度 (令和元年度)	パブリック事業部の設立 ・東京都港区の男女平等参画センターを受託
2020年度 (令和2年度)	株式会社明日葉を事業体別に組織再編 ・株式会社明日葉：児童クラブ、児童館、パブリック施設等の運営 ・株式会社あしたばマインド（新設）：保育所の運営

## (3) 主な実績（令和4年4月現在）

東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県、千葉県、栃木県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、香川県、広島県、福岡県、佐賀県で展開

- ・児童クラブ、放課後子ども教室 309施設
- ・児童館、児童センター 31施設
- ・支援センター 2施設
- ・公共施設等子育て支援サービス 19施設

## 3 候補者の選定に係る経緯等

期 日	内 容
令和4年 6月17日	常総市児童クラブ指定管理選定における補正予算に係る議決 債務負担行為（令和5～9年度）7億8千7百50万円
7月1日	指定管理者の候補者を選定するための審査委員会を設置 委員5名，アドバイザー2名
7月28日	第1回審査委員会開催 募集要項，仕様書等の内容の協議
8月2日	公募開始（ホームページに掲載）
8月24日， 25日	施設見学会を開催（3事業者が参加）
9月15日	提案書提出期限（4事業者から提出）
10月4日	第2回審査委員会による審査 提案書，プレゼンテーション及びヒアリングによる審査 ○株式会社明日葉（優先交渉権者） 882点 ・第2順位 優先交渉権者 B社 826点 ・第3順位 優先交渉権者 C社 807点 ・交渉権なし事業者 D社 640点

## 4 今後の予定

期 日	内 容
令和5年1月中旬	指定管理に関する協定の締結
4月1日	指定管理の開始

◎議案第40号 財産の取得に係る議決事項の変更について

本案は、令和4年9月定例会議において議決を経た小中学校教育用大型掲示装置等の取得について、小中学校の特別教室等の授業で使用するもので不足している大型掲示装置67台を追加で買い入れようとするもので、取得する財産の数量及び取得金額を変更することについて、議会の議決をお願いするものです。

先の定例会議においては、主に小中学校の普通教室で使用する教育用大型掲示装置の取得について、数量81台、取得金額1千6百28万円で財産の取得に係る議案を提出し、議決をいただいたところです。

今回は、小中学校の特別教室等での授業で使用するもので不足している大型掲示装置67台を追加で買い入れるもので、その取得金額は1千2百77万9千5百80円となり、令和4年10月14日に株式会社システムコピー販売との物品売買変更仮契約を締結いたしました。

これにより取得する大型掲示装置の数量は148台、その取得金額は2千9百5万9千5百80円となり、議会の議決を経た事項に変更が生ずることから議会の議決をお願いするものです。

議案第21号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別及び数量 小中学校教育用大型掲示装置 ~~81台~~ 148台  
Type C-HDMI変換アダプタ 222台
- 2 取得の目的 小学校及び中学校の教育用及び校務用
- 3 取得の方法 一般競争入札
- 4 取得金額 ~~16,280,000円~~ 29,059,580円
- 5 取得の相手方 茨城県つくば市上ノ室285番地1  
株式会社システムコピー販売  
代表取締役 草間 一彦

提案理由

本案は、去る8月25日に一般競争入札を行った小中学校教育用大型掲示装置等の取得について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。

物品売買変更仮契約書  
(第1回変更)

- (1) 物件名 常総市学校情報化機器購入
- (2) 納入場所 市内小中学校19校
- (3) 納入期限 令和5年3月31日
- (4) 変更事項

変更契約金額 ￥12,779,580—増額  
うち取引に係る消費税 ￥1,161,780—増額  
及び地方消費税の額

発注者 常総市 と受注者 (株)システムコピー販売 とが 令和4年8月25日締結した物品売買契約については、物品売買契約書第7条の規定により、上記のとおり変更する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

令和4年10月14日

発注者 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市

常総市長

神達岳志



受注者

茨城県つくば市上ノ室285番地1  
株式会社システムコピー販売  
代表取締役 草間一彦



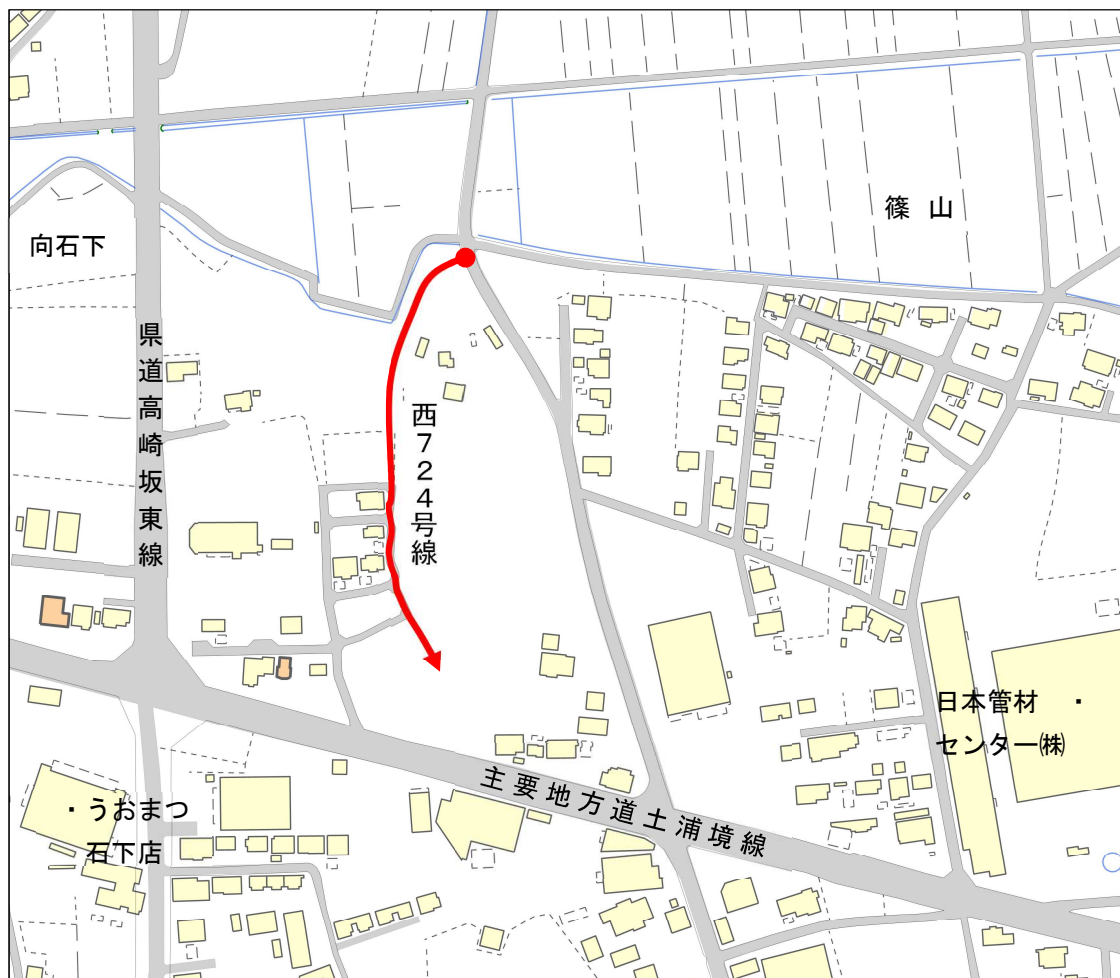
◎議案第 4 1 号 市道の路線の変更について（西 7 2 4 号線）

変 更 前



路線名	起 点		終 点	
西 7 2 4	篠山 3 6 8 - 1		篠山 1 6 0 - 1	
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)	
	2 5 7 . 6 8 m	2 . 9 0 m	1 . 8 0 m	

変 更 後



路線名	起 点		終 点	
西 7 2 4	篠山 3 6 8 - 1		篠山 1 6 2	
	路線の延長	幅員 (最大)	幅員 (最小)	
	2 1 5 . 0 0 m	2 . 9 0 m	1 . 8 0 m	